

令和5年 第6回 鞍手町議会定例会会期日程（案）

1 会 期 12月6日（水）から19日（火）まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
12月6日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
7日	木			
8日	金			
9日	土			閉 庁
10日	日			閉 庁
11日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
12日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
14日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
15日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
16日	土			閉 庁
17日	日			閉 庁
18日	月	予 備 日		
19日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

※ 一般質問が1日で終了した場合、12日は休会となります。

令和5年度鞍手町議会第6回定例会会議録（第1号）							
令和5年12月6日							
招集場所 鞍手町役場議事堂							
開会開議				議長			
令和5年12月6日 午後1時00分				的野信之			
閉会開議				議長			
令和5年12月6日 午後1時24分				的野信之			
開閉会日時及び宣告							
出席及び欠席議員							
出席	13人	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
		1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
		2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
		3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出
		4	宇田川亮	出			
		5	野口美恵子	出			
		6	新谷留晴	出			
		7	的野信之	出			
		8	石井大輔	出			
		9	許斐潤一郎	出			
		10	有働徳仁	出			
欠席		0人					
欠員		0人					
会議録署名議員		8	石井大輔		9	許斐潤一郎	

職出 務席	議会事務局長	広瀬真一	出	議会事務局次長	加藤優	出
	町長	岡崎邦博	出	副町長	浅野彩	出
	教育長	外園哲也	出	会計課長	武谷朋視	出
	総務課長	高橋奈美江	出	都市整備課長	西生卓矢	出
	福祉人権課長	田鶴原竜二	出	まちづくり課長	柴田隆臣	出
	税務保険課長	石田克	出	産業振興課長兼農業委員会事務局長	梶栗恭輔	出
	管財課長	石田正樹	出	上下水道課長	神谷徹	出
	健康こども課長	沼野葉子	出	教育課長	森永健一	出
	住民環境課長	大村俊夫	出			
地方自治法第121条により説明						
出席者の職氏名						
議事日程						
別紙のとおり						
付議事件						
別紙のとおり						
会議経過						
別紙のとおり						

令和5年 第6回 鞍手町議会定例会議事日程

12月6日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第64号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第4 議案第65号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第5 議案第66号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第68号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第69号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第70号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第71号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第72号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第73号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第74号 令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の
課税免除
- 日程第15 議案第76号 博物館別館建設事業（仮称）博物館別館石炭資料展示室展示工事請負
契約の締結
- 日程第16 議案第77号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定
- 日程第17 議案第78号 民事調停の申し立て

令和5年12月6日 12月定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1番 許 斐 英 幸	2番 田 中 二 三 輝	3番 星 正 彦
4番 宇 田 川 亮	5番 野 口 美 恵 子	6番 新 谷 留 晴
7番 的 野 信 之	8番 石 井 大 輔	9番 許 斐 潤 一 郎
10番 有 働 徳 仁	11番 栗 田 美 和	12番 西 藤 典 子
13番 篠 原 哲 哉		

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

ただいまから、令和5年第6回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております「専決処分の報告 庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎建設工事請負契約の変更 第1回」、「教育委員会点検評価の報告」、監査より提出されております「例月 現金出納 検査報告書」、「財政援助団体等 監査報告書」、及び「定期監査結果報告書」をお手元のタブレット端末機に送信していますので、ご確認ください。

次に、本日まで受理しました陳情1件は、タブレット端末機に送信しています「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において、

8番議員 石井大輔議員及び

9番議員 許斐潤一郎議員を指名します。

次に、日程第2「会期の決定」を議題とします。

今期、定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から12月19日までの14日間に決定しました。

次に、日程第3 議案第64号及び日程第4 議案第65号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

日程第3議案第64号及び日程第4議案第65号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3議案第64号及び日程第4議案第65号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。

鞍手町固定資産評価審査委員であります土橋幸夫氏及び黒瀬博樹氏の任期が、令和6年3月15日をもって満了となるため、両氏を再度委員として選任いたしたく、議会の同意を得るものであります。

任期は、令和6年3月16日から令和9年3月15日までの3年間であります。なお、両氏の略歴につきましては、略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第3議案第64号及び日程第4議案第65号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長(的野信之君)

これから質疑を行います。

議案第64号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第64号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第64号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第64号「鞍手町 固定資産 評価審査委員の選任」を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第64号は、同意することに決定しました。

次に議案第65号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第65号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したい  
と思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第65号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第65号「鞍手町 固定資産 評価審査委員の選任」を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第65号は、同意することに決定しました。

次に進みます。

日程第5 議案第66号から日程第9 議案第70号までの5件を一括して議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長（岡崎邦博君）**

日程第5議案第66号から日程第9議案第70号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5議案第66号は、鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第6議案第67号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、令和5年8月7日付の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第7議案第68号は、鞍手町手数料条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、戸籍法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第8議案第69号は、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9議案第70号は、鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第5議案第66号から日程第9議案第70号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（的野信之君）**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10議案第71号から日程第13議案第74号までの4件を一括

して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

日程第10議案第71号から日程第13議案第74号までの4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10議案第71号は、令和5年度鞍手町一般会計補正予算第5号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、

2款総務費では、基幹システム管理費において、戸籍法の改正に伴う戸籍情報への振り仮名情報の登録等に係るシステム改修等業務委託料として1,427万9千円を追加しております。また、庁舎等建設費では、社会情勢の影響による建設資材の納期遅れ等の要因により本年度の出来高見込額が減少したため、2億3,566万3千円を減額しております。

次に、3款民生費では、障害福祉サービス費において、通所系サービスの利用者の増加に伴う通所系サービス給付費として、1,379万9千円を追加しております。また、病児・病後児保育事業費において、利用者の増加に伴う病児・病後児保育事業委託料として、960万6千円を追加しております。

次に、6款農林水産業費では、新規就農者育成総合対策事業費において、新規就農者の経営開始資金に係る県の補助事業が採択される見込みであることから、新規就農者育成総合対策事業補助金として150万円を追加しております。

次に、10款教育費では、小学校統合・再編事業費において、小学校建設地の地盤の状況を調査するため、ボーリング6か所に係る調査業務委託料として979万9千円を追加しております。さらに、給与費全般において、人事院勧告や育児休業等に伴う補正を行っております。一方、歳入では、歳出予算の補正に関連して、15款 国庫支出金や16款 県支出金で所要の補正を行っております。そして、これらの要因により生じた財源不足額5,013万8千円を財政調整基金から繰り入れることにより、歳入歳出予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ1億6,297万1千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ108億9,863万円としております。なお、債務負担行為の補正として、新たに6件の事項を追加しておりますが、そのうち主なものとして、直方・鞍手工業用地造成事業に関連する2件の債務の負担を追加しております。

次に、日程第11議案72号は、令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2



款保険給付費で、一般被保険者診療報酬給付2, 373万4千円、一般被保険者高額療養費2, 163万4千円を追加しております。一方、歳入では、歳出予算の補正に関連して、4款県支出金、9款一般被保険者第三者行為納付金等の追加を行っております。そして、これらの要因により財源に剰余が生じたので、財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ49, 856千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ18億3, 794万7千円としております。

次に、日程第12議案第73号は、令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、福岡県後期高齢者医療広域連合の令和4年度決算に伴うもので、歳入歳出において所要の補正を行い予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ17万6千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ3億1, 380万3千円としております。

次に、日程第13議案第74号は、令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、人事院勧告に基づき、給与費の補正を行うものです。

補正予算第2条収益的支出では、第1款下水道事業費用で81万2千円を追加し、補正後の予算額を4億3, 337万6千円としております。

次に、補正予算第3条資本的支出において、第1款資本的支出では、15万9千円を追加し、補正後の予算額を6億7, 391万4千円としております。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7, 158万5千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1, 891万8千円、過年度分損益勘定留保資金3, 074万1千円、当年度分損益勘定留保資金1億1, 658万7千円、繰越利益剰余金処分量533万9千円から補填することとしております。

次に、補正予算第4条では、職員給与費を97万1千円追加し、補正後の予算額を2, 613万7千円としております。

次に、補正予算第5条では、繰越利益剰余金のうち、533万9千円を資本的収支不足額に対する補填財源としております。

以上が、日程第10議案第71号から日程第13議案第74号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第14議案第75号から日程第17議案第78号までの4件を一括

して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長（岡崎邦博君）**

日程第14議案第75号から日程第17議案第78号の4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第14議案第75号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和5年度分の固定資産税の課税免除申請が企業4社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

次に、日程第15議案第76号は、博物館別館建設事業（仮称）博物館別館石炭資料展示室展示工事請負契約の締結であります。

本議案は、博物館別館建設事業（仮称）博物館別館石炭資料展示室展示工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるものであります。

次に、日程第16議案第77号は、鞍手駅関連施設の指定管理者の指定であります。

本議案は、鞍手駅関連施設のうち、駐車場の管理運営、駐輪場などの維持管理業務等については、現在、指定管理者として指定を受けているJR九州レンタカー&パーキング株式会社の指定期間が令和6年3月31日をもって満了することから、4月以降の指定管理者を選定するため「鞍手町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき指定管理者の公募、選考を行った結果、JR九州レンタカー&パーキング株式会社を同施設の指定管理者の候補者として選定しましたので、引き続き同社を当該施設の指定管理者として指定するものであります。なお、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

次に、日程第17議案第78号は、民事調停の申立てであります。

本議案は、長期にわたり町営住宅の家賃を滞納している者に対し、家賃の請求について民事調停を申立てるにあたり、議会の議決を求めるものであります。

以上が、日程第14議案第75号から日程第17議案第78号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（的野信之君）**

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日7日から10日までの4日間を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって明日7日から10日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

~~~~~○~~~~~

—— 閉会 13時24分 ——

| 令和5年度鞍手町議会第6回定例会会議録（第2号） | | | | | | |
|--------------------------|--------------------|-------|----------|----------|-------|----------|
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会
日時及び宣告 | 開 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和5年12月11日 午後1時00分 | | | 的野信之 | | |
| | 閉 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和5年12月11日 午後4時27分 | | | 的野信之 | | |
| 出席及び
欠席議員 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 |
| | 1 | 許斐英幸 | 出 | 11 | 栗田美和 | 出 |
| | 2 | 田中二三輝 | 出 | 12 | 西藤典子 | 出 |
| | 3 | 星正彦 | 出 | 13 | 篠原哲哉 | 出 |
| | 4 | 宇田川亮 | 出 | | | |
| | 出席 13人 | 5 | 野口美恵子 | 出 | | |
| | 欠席 0人 | 6 | 新谷留晴 | 出 | | |
| | 欠員 0人 | 7 | 的野信之 | 出 | | |
| | | 8 | 石井大輔 | 出 | | |
| | | 9 | 許斐潤一郎 | 出 | | |
| | 10 | 有働徳仁 | 出 | | | |
| 会議録署名議員 | 8 | 石井大輔 | | 9 | 許斐潤一郎 | |

| | | | | | | | |
|------------------------|-------------|---------------|---------------|--------------------------|--------|--------|-----|
| 職務出席 | 議会事務局
局長 | 広瀬真一 | 出 | 議会事務局
局次長 | 加藤優 | 出 | |
| 地方自治
第121条
により説明 | 町長 | 岡崎邦博 | 出 | 副町長 | 浅野彩 | 出 | |
| | 教育長 | 外園哲也 | 出 | 会計課長 | 武谷朋視 | 出 | |
| | 総務課長 | 高橋奈美江 | 出 | 都市整備
課長 | 西生卓矢 | 出 | |
| | 福祉人権
課長 | 田鶴原竜二 | 出 | まちづくり
課長 | 柴田隆臣 | 出 | |
| | 税務保険
課長 | 石田克 | 出 | 産業振興課長
兼農業委員
会事務局長 | 梶栗恭輔 | 出 | |
| | 管財課長 | 石田正樹 | 出 | 上下水道
課長 | 神谷徹 | 出 | |
| | 健康こども
課長 | 沼野葉子 | 出 | 教育課長 | 森永健一 | 出 | |
| 住民環境
課長 | 大村俊夫 | 出 | | | | | |
| 出席者の
職氏名 | | | | | | | |
| | 議席番号 | 氏名 | 答弁経過 | | | 質問時間 | |
| | 1 | 許斐英幸 | 13時01分～13時09分 | | | 4/30分 | |
| | 12 | 西藤典子 | 13時09分～13時44分 | | | 22/30分 | |
| | 11 | 栗田美和 | 13時45分～13時53分 | | | 4/30分 | |
| | 4 | 宇田川亮 | 13時53分～14時48分 | | | 23/30分 | |
| | 休憩 | | | | | | 12分 |
| | 6 | 新谷留晴 | 15時01分～15時21分 | | | 11/30分 | |
| | 9 | 許斐潤一郎 | 15時21分～15時55分 | | | 24/30分 | |
| 2 | 田中二三輝 | 15時56分～16時24分 | | | 14/30分 | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 付議事件 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会議経過 | 別紙のとおり | | | | | | |

令和5年 第6回 鞍手町議会定例会議事日程

12月11日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

令和5年第6回定例会

No. 1

| 質問者 | 質問事項及び質問要旨 | 答弁
指定者 |
|-------------|---|--------------------------------------|
| 1番
許斐英幸 | <p>1. 今後の鞍手町のまちづくりについて</p> <p>(1) 新庁舎建設後のインフラの整備と遠賀川から福北ゆたか線に対し高架を考えているか</p> | 町長 |
| 12番
西藤典子 | <p>1. 統合小学校における通学路の安全確保について</p> <p>(1) 剣南小学校の通学路の現状は</p> <p>(2) 統合小学校における通学路の安全確保の具体策はどうなっているのか</p> <p>2. 自衛隊への個人情報の提供について</p> <p>(1) 9月議会での答弁「今後検討していきたい」の検討結果、内容は</p> <p>(2) 令和6年度の対応はどうするのか</p> <p>(3) 過去3年間の対象者への対応はどうするのか</p> <p>3. 生理という女性特有の負担の緩和策について</p> <p>(1) 町職員の生理休暇の取得状況は</p> <p>(2) 小中学生も生理休暇が取れるようにという動きがあるが認識は</p> <p>(3) 生理中の体育、プール等の対応はどうなっているか</p> <p>(4) 学校や公共施設のトイレへの生理用品の配置について、近隣の施設や国内の進展状況</p> | 町長
教育長

町長

町長
教育長 |
| 11番
栗田美和 | <p>1. 町内農業用ため池の管理について</p> <p>(1) 金木原ため池法面崩壊の対応はどのようになっているのか</p> | 町長 |
| 4番
宇田川亮 | <p>1. 福祉センター機能の移転について</p> <p>(1) 新庁舎建設及び中央公民館の大規模改修によって、福祉センター機能は全て移転する考えなのか</p> <p>(2) そのスケジュールは</p> <p>(3) 現福祉センター「くらの郷」の今後は</p> <p>(4) 福祉センターを拠点にしている団体、サークル等の数と使用状況は</p> <p>(5) 研修室等の利用状況は</p> <p>(6) 福祉の充実を今後どう図っていくのか</p> <p>2. スズメバチの駆除について</p> <p>(1) スズメバチの危害から町民生活の安全を守るため、補助金を創設する考えは</p> <p>(2) 特に空き家等で所有者と連絡がとれない場合は、町が早急に駆除すべきでは</p> | 町長

町長 |
| 6番
新谷留晴 | <p>1. もやいたクシーの利用時の改善点や、待合停留所の見直しについて</p> <p>(1) 予約制ではなく、停留所に時刻表どおりの運行に対応は出来ないか</p> <p>(2) 利用者のために、停留所に屋根やベンチなどの設置は可能か</p> <p>(3) 乗車・下車は、利用者の希望する場所にできないか</p> <p>(4) AI活用型オンデマンド交通導入については、どのように考えているか</p> <p>2. 庁舎建設後の福祉センターくらの郷の今後の利用について</p> <p>(1) 町長は、現在も避難場所として活用するという考えに変わりはないか</p> <p>(2) 今後の具体的な利用方法はどうか</p> | 町長 |

| | | |
|----------------------------|--|---|
| <p>9番
許斐潤一郎</p> | <p>1. 子ども食堂について
 (1) 子ども食堂への認識をどこまで理解されているのか
 (2) 事業への後援をどのように考えているのか
 (3) 今後の啓発活動の考えは
 (4) フードバンク設立の考えは</p> <p>2. 食育について
 (1) 町内小中学校での食育教育への取組状況は
 (2) 栄養教諭の活動状況は
 (3) 幼児、小中学校の給食にどの程度地産地消がなされているのか
 (4) 町の食育推進計画における今後の取り組みは</p> | <p>町長</p> <p>教育長
教育長
<small>町長・教育長</small>
町長</p> |
| <p>2番
田中二三輝</p> | <p>1. 鞍手町手話言語条例の啓発について
 (1) 第3条（町の責務）の達成に向けた施策は
 (2) 第4条（町民の役割）の達成に向けた施策は
 (3) この条例の種類と位置づけは
 (4) 町報誌やホームページを利用した啓発活動の考えは</p> | <p>町長</p> |

令和5年12月11日 12月定例会一般質問。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 許斐英幸 | 2番 田中二三輝 | 3番 星正彦 |
| 4番 宇田川亮 | 5番 野口美恵子 | 6番 新谷留晴 |
| 7番 的野信之 | 8番 石井大輔 | 9番 許斐潤一郎 |
| 10番 有働徳仁 | 11番 栗田美和 | 12番 西藤典子 |
| 13番 篠原哲哉 | | |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、送信しています通告一覧表の順序により行います。

最初に、1番議員許斐英幸議員の質問を許可します。

（1番 許斐英幸君、挙手して発言を求める）

○1番（許斐英幸君）

通告に従いまして、質問をいたします。

新庁舎建設及びインフラの整備について、また遠賀川から福北ゆたか線に対し、架橋を考えているのかということで質問しております。鞍手町では令和3年くらで病院移転



開業に始まり、来年7年の1月には庁舎も稼働し、今、全力で整備されていると思います。こうした町の施設整備によって、鞍手町にはこれまで以上に他地域からの自動車の流入は、変わってくるだろうと思います。一方で北九州鞍手夢大橋から産業道路にかかる福北ゆたか線の踏切において、朝夕の渋滞は常態化しておるということでございます。今後さらに、予想される他地域からの自動車の流入が大きく影響するものと考えております。その中で、庁舎ができますと、ここにはインターチェンジがあります。このインターチェンジさえ自動車が入ると庁舎の周辺が恐らく渋滞するのではないかなと思います。インターができるときに、開業のときに、私はまだ商工会の会長をしているときに、経済産業庁がこのインターは、ただ便利だけにつくったわけではありませんよ。これを中心に、まちづくりをしてくださいよというような形を言われましたけれども、あれからもう、10年以上かかりました。まだその辺りができてないということで、今後これができるようになりますと、北九州のほうも道の整備がされて、鞍手にどっと自動車が入ってくるのではないかなと。それに対して行政のほうも、また町長も、どういうお考えかをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

ただいま許斐議員からご質問がありましたが、令和6年の10月には庁舎が完成し、令和7年の1月より開庁しようという予定で今進んでおりますし、現在、くらて病院もできておりますし、商業施設も集積をしつつあります。そういった観点から他地域からの流入、そしてまた鞍手インターチェンジに対するアクセスという観点からも、許斐議員が言われるとおり、車の流入はこれからも増えることが予想されるというふうに考えております。

ただ、鞍手町では平成17年に都市計画道路である北九州鞍手線を都市計画決定しております。この道路は北九鞍手夢大橋を起点に、新延の泉水入口交差点付近を終点とし、JR筑豊線とは立体交差する計画となっております。しかしながら立体交差するため高架橋の建設には多額の費用を要することから、鞍手町単独での事業は困難であり、現在、福岡県直方県土整備事務所と調査研究を進めているところでございます。

(1番 許斐英幸君、挙手して発言を求める)

#### ○1番（許斐英幸君）

研究をしていると今言われましたけれども、年にして5年先ですか10年先ですか。それも分からないと、今はそういう調査中ということでございます。これを早急にしなければ恐らく今村の踏切、あれが今から10何年前ですかね高架になるということであつたのですけれども、これがその時点で頓挫し、いまだにそのままです。ただこれしないと恐らく、あの踏切で今でもつかえている。いうものがまだまだつかえて大変なこと

になるんじゃないかなという心配で、なるべくこれは早くできるように、ちょっと努力しなきゃいけないなと思います。

それに対しまして我々も協力しなきゃいけないと思っておりますので、その辺り、いつ頃とは町長も言えないと言われておりますけれども、一つ、10年先なのか、20年先なのか。もう20年になると、私たちの命がありません。なるべく早く、これをできれば鞍手町のまちづくりが本当にあそこの今庁舎が建っているところは、恐らく中心になるだろうと私は思いますので、ちょっとその辺り、町長が何か、言葉があれば聞きたいと思います。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

許斐議員がおっしゃるとおり、まちづくりの観点からも、道路整備っていうものは、重要なもので欠かすことが出来ないというふうに考えております。ただしかしながら先ほども答弁しましたとおり、鞍手町単独ではこの事業は困難であるというふうにも考えております。そしてまた、今、筑豊本線の電車の本数も多いことから。そこの踏切周辺で混雑をしているということも確認はしておりますけども、まだ渋滞の程度ということを考えれば、まだ全く動かない、踏切が開かずの踏切になっているとか、そういうような状況でもないというふうには考えております。しかしながら私自身も、あそこの踏切については、やはり危険を伴うものではないかというふうな感じもしておりますので、今後、周辺道路の交通状況の調査、または必要とあれば交差点の改良とか、これについても直方県土整備事務所と協議を行いながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

(1番 許斐英幸君、挙手して発言を求める)

#### ○1番(許斐英幸君)

町長も今言われているように、すぐできるよということじゃないと思いますけれども、やはりこれをしなければ中心部が渋滞してしまって、機能しないようになるんじゃないかなというのが心配でした。でも今町長言われましたので、ひとつこれを早急に進めながら、ひとつまちづくりに貢献していただきたい。これで終わります。

#### ○議長(的野信之君)

以上で、許斐英幸議員の質問を終了します。

次に、12番議員、西藤典子議員の質問を許可します。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番(西藤典子君)

12番、通告に従いまして、質問いたします。

最初に、統合小学校における通学路の安全確保について、お尋ねいたします。

令和 10 年 4 月の開校を目指し、統合小学校開設の計画が進められておりますが、先日、剣南小学校に通うお子さんの保護者から、車での送迎について安全上の不安があるという相談を受けました。実態の確認のために 2 日間、朝の通学路に立っていました。しかし、詳しい事情はつかめておりません。

最初の質問です。剣南小学校の通学路の現状、現在の状況はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

#### ○教育長（外園哲也君）

現在、児童が利用する剣南小学校敷地への出入口は 3 か所あります。猪倉～中山南区方面の児童が北側の階段から、今村～小牧方面の児童が東側のスロープから、中山本村～立林方面の児童が西側階段から登下校しております。また、住宅から各出入口に向かい、指定通学路を通過して、約 250 名の児童が通学している状況です。また学校への登下校については、基本的には徒歩での通学と考えております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番（西藤典子君）

原則としては剣南小学校では、徒歩ということですが、やっぱりかなり、今、車での送迎が多いようです。車での送迎については、どのような指導がなされておりますか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

#### ○教育長（外園哲也君）

学校といたしましては、スロープ側の歩道ですが、これに駐停車してもらいと困るということで警察のほうから指導がっております。また、すし屋さんがあるところの通りですが、そちらのほうも右側左側からと両方から車が入ってくるので、学校側といたしましては、4 月の段階でテニスコート側に駐車場がありますが、そちらのほうを車で、もし送迎する場合は利用してくださいというふうなことを文書で出しております。また、そのあと 2 回ほど、危険を伴いますのでということで、保護者のほうには依頼を出しております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番（西藤典子君）

送迎の車が現在中央公民館の西側になりますかね、そこにある町の駐車場ですかね。あそこに車で入って、そこで子供さんを降ろして、方向転換をして出ていくということになっていると保護者の方はおっしゃったわけですね。ところがあそこの駐車場っていうのはもう多い時ばびっしり車が停まっております。それで、間口が狭いんです。だから、送迎の車がたくさん出ますと入ってくる車もある、出ていく車もある。それから、

送迎の車じゃない車も出入りしている。その間、子供さんが通る。そういうことで非常に危ない思いをしていると。しかも間口が狭いだけじゃなくて、もうすぐそこに大きな車が停まっているから、方向転換するスペースもないような状況だということもおっしゃってありました。私はほかにも、あそこちょっと見てみましたところ、非常に車が南小学校に車が入るところですけども、東側ですかね、あそこ何か傾斜がかなりありますよね。非常に高低差が大きいわけで。それがちょっと中央公民館のほうにいきましても見通しが悪くて、そして、非常に変則的な四差路、もちろん信号機もありませんね。本当に、あそこは今まで事故が起こってないのが幸いという印象を受けました。しかもあそこは、あゆみこども園に剣南小学校が隣接しておりまして、すぐ近くに鞍手中学校があり、バス停があり中央公民館が大駐車場、くらで病院などもあると、こういうふうなことで、非常に車の出入りも多いところでありますよね。しかしながら変則的な四差路ですから、見通しが悪いうえに信号機もないという状況です。こういう状況でも、まずはもう少し改善の余地があるんじゃないかと思うんですけど、そういうお考えはございませんか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

#### ○教育長（外園哲也君）

現在のところ剣南小学校でそのところの歩道で、事故があるというふうなことはお聞きしておりませんし、スペース的に場所を考えますと、なかなか改善しにくいというふうな状況で、保護者の方になるべく徒歩で子供たちは学校に来させるようにというお願いを現状するしかないかなと思っております。また、信号機の件につきましても、朝晩は大変車が多いのですが、昼間はほとんど余り通っておりませんので、信号機の設置についても、難しいのではないかというふうに考えております。学校といたしましてはそここのところに、学校長が登校のときは立ちまして、また地域の方も見守り隊ということで回っておりますので、そういったことで、子供の安全を確保していきたいというふうに考えております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番（西藤典子君）

そこに令和10年からは、統合小学校の建設が完成するという事になっておりますね。現在、先ほどからもおっしゃったように、約250人ほど児童数ですよ。ところが開校時には700人近く、約3倍の児童数が見込まれておりますよね。職員も倍ぐらいになるんじゃないでしょうか。見込みとか36人と書いてありましたけれども、その児童と職員が、今後長きにわたって、利用していくとそうしますと、これはちょっと大々的に、あの地域の安全確保のための対策というか措置をしないと、非常に危ないんじゃないか。やっぱりかけがえのない命が、これからの統合小学校の歴史の中で失われるって

ということがあってはならない。そのための万全の策ですね。幸い5年あるわけですから、やっぱり専門家の意見も、知恵もお借りしながら、抜本的に対策、利用できるところは最大限利用して安全対策を講じる。そういうことの政策を是非していただきたいと願っておりますが、いかがでございましょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

#### ○教育長（外園哲也君）

基本計画では、剣南小学校区及び剣北小学校区の児童約420人が徒歩通学をするようにしております。残る4小学校の280人がスクールバスで通学することを想定しております。統合小学校の通学路は、その多くが現在の剣南小学校児童及び鞍手中学校生徒の通学路として歩道などの整備がされております。新たに徒歩通学の範囲となる剣北小学校区からの通学児童は、現在整備が進められている県道直方鞍手線を通して、統合小学校の西側へアクセスすることを想定していますので、新たに通学路となる箇所歩道の整備やスクールバスの運行範囲も含め、今後、PTAとの協議を行っていくこととしております。最終的には、基本設計段階で決定される校舎の配置や、学校敷地への出入口の場所などを踏まえ、通学路の安全確保の取組を進めていくこととしております。また、新校舎につきましては、駐車場等を整備いたしまして、学校の中に入って乗り降りができるような工夫もしていきたいというふうに考えております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番（西藤典子君）

是非、万全の対策をしていただきたいんですけど、私ちょっと2日間立ったときに思ったんですけど、あゆみこども園ですかね。あそこの入口があって、そしてその奥に剣南小学校の入口があるわけですけど、両方ともがかなり傾斜がありましてね、やっぱりアクセル踏んで、上るような状況になっておりますよね。あゆみこども園のほうは子供がそこを歩くっていうことはないと思うんですけど、剣南小学校の、統合小学校になったときに、あそこかなりこう危険度がついて車が登られるところ、そこに子供たちが一緒に歩くという状況も生まれてくるような感じがしましてね、これやっぱり傾斜が大きいから、やっぱりある程度スピード出され、しかも先生方は、北からも南からも入ってきますよね。何か私考えましたけど、車の入口ってのはどっか別に徒歩の子供たちとか一般の関係者の方が入ってこられることが違うような、何か上り口を作るとかいうそういう抜本的なことも検討していただくべきではないかと思っております。またスクールバスの予定を見ましたら、朝は1便と書いてあるんですよ。統合小学校になりまして朝は1便と書いてあるんですよ。1便だったらやっぱり乗り遅れたりね。いろいろあって、結局かなり送迎の車が増えるんじゃないかという感じもしますね。そういったことを、とにかくいろんな可能性を十分に考慮していただきまして、本当に危ないなと思

ましたので、絶対尊い命が失われることが今後の歴史の中でおきないように最大の努力をしていただきますことをお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、自衛隊への個人情報の提供についてお尋ねいたします。

1 番目ですが、9 月議会で町長から、この件については今後検討していきたいという答弁をいただきました。その検討の結果、内容についてお尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

西藤議員からは、6 月議会の冒頭の質問の際に、西日本新聞の記事令和 5 年 5 月 11 日付けの新聞報道で、2022 年度県内 22 の市町村が紙、データでの名簿を行い、38 の市町村が住民基本台帳の閲覧を行っていると言われていたという記事がありました。と同時に 9 月議会の後、他の市町村の状況を確認してみました。そうしますと自衛隊法施行令第 120 条にある資料の提出の求めに対しては、それぞれの市町が独自の判断により、各々の対応をされているというふうに思われます。自衛隊への資料の提出の求めに対する個人情報の取扱いについて、令和 3 年 4 年度は、鞍手町個人情報保護条例の第 8 条第 1 項第 2 号、法令等の定めにあるときに基づき、令和 5 年度については、個人情報保護に関する法律の第 69 条第 1 項、法令に基づく場合を除き、括弧提供してはならないということだと思いますが、基づき、情報の提供を行いました。これらの法令には自衛隊法施行令第 120 条は該当すると判断しております。6 月議会でも答弁しましたが、自衛隊は国の国防のみならず、国際平和のための活動や国内外の災害派遣など、我が国の平和と安全及び国際社会の安定を確保するための重要な任務を担っています。市町村は自衛官等の募集に関する事務を行うこととなっており、これは、自衛隊法第 97 条ですが、これに関する必要な資料の提出の求めがあった場合、地域の情報を的確に把握している市町村として法令等に沿って対応していきたいと考えております。

(12 番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12 番（西藤典子君）

法令等の、前回の 9 月議会のときに私はいろいろ法令について調べて質問いたしましたけれども、その後いろいろ論議されておりますけれども、個人情報を本人の同意なく市町村が自衛隊に提供するということは、住民基本台帳法では、個人情報の保護に十分留意し原則非公開、閲覧しか認めておりませんよね。また、個人情報保護これは本人の同意なく、個人情報を外部に提供するというのが、憲法 13 条のプライバシー権を侵すものとして、基本的人権に関わる問題として、これも個人情報保護法に違反していると、かなり最近でも言われております。やっぱりこういう先の政権が、そういうことで、いろいろ資料提供を要求されているということは分かりますけれども、ぜひ個人情報保護法、住民基本台帳法 11 条ですが、これに沿った個人情報を本人

の同意なく外部に出すということはしないという方向をとっていただきたいと思いますというわけであります。防衛省が提供を受ける根拠としております自衛隊法と施行例には個人情報保護する規定がありません。個人情報はどう保護されるのかの規定がないのに、情報の提出を可能とするのは先ほどから申しますように、憲法13条のプライバシー権を侵すものであります。そういった個人情報保護法や、住民基本台帳法これに基づく個人の人権侵害にしないように、個人情報を守るという立場で、ぜひ、町長に決断していただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

本町では鞍手町個人情報保護条例の第8条1項2号により、法令等に定めがあるときに該当することということで提起を行ってまいりました。これは個人情報の保護に関する法律の第69条第1項の法令に基づく場合に該当し、自衛隊法施行令先ほども言いましたが120条に基づく、募集対象者の個人情報の提供は、この法令等に基づく場合に該当するとの見解が個人情報保護委員会より示されておりますので、それに従って今現在も行っております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番（西藤典子君）

町長が言われております個人情報保護条例にいう法令等に定めがあるときというのは、当該自治体が保有する当該情報を目的外に提供することができるという法令がある、これが法令等に定めがあるときでありましてね、これが個人情報を自衛隊に出すという根拠にはならないということをはっきりしておりますが、その辺の見解はどうでございましょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

見解につきましては先ほども言いましたように、各自治体の中でも見解に相違があるということでもございます。そういったことから、私どもは先ほど言いましたようなものに基づいて提供しているということです。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番（西藤典子君）

それでは来年度、令和6年度はどう対応されるおつもりでしょうか。

お尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

先ほど申しました新聞報道の中では、報道の中では自己の個人情報の提供を求めない

方への配慮として、情報提供除外の手続を行っている市町村があるとのことでした。近隣市町におきましても次年度より、情報提供除外の手続を始めるところもあるようです。本町も次年度より自衛隊等募集に係る対象者情報提供除外の申請を受け付けることを現在検討しているところです。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

除外申請の、もう行うということですが、それはどのようにして周知されますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

先ほども答弁しましたが現在、どのようにするか検討している最中でございます。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

これは本人たちがそういうことができるということを知らないことには、その権利も行使出来ません。十分に広報していただきまして、本人たちがそういう除外申請ができるということが十分理解出来て、そして、それに対応できる、そういう状況を是非つくって実施していただきたいと思います。

次に、最後の質問ですけれども、過去3年間の対象者いまだに本人たちには連絡されていないと思います。何も知らないで、本人の同意なく個人情報が自衛隊に提出されております。この方々については、どういう対応をなさいますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

これまで情報提供を行った対象者への今後の対応については考えておりません。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

除外申請の方法を周知徹底していただくと同時に、今までのこと3年間こういうことであったということも、本人たちによく分かるように、できればおわびの言葉も、本人の承諾を得ずに出したということについてのお詫びの言葉を添えて、情報として流してほしいと伝えてほしいと思っております。この問題は、これからずっと、むしろ問題になってくるんじゃないかと思えます。実際、奈良県奈良市在住の18歳の高校生が、個人情報を自衛隊に渡さない裁判に取り組むという決意をしておりますね、今支援体制が出来ております。これは該当の本人が裁判闘争に取り組む原告になって、まだ全国最初の例だそうですけれども、そういうことがどんどん起こってくるのではないかと思います。是非、若者たちの将来に対する夢とか希望とか、そういったものに傷をつけないような対応をしていただきたいと思えます。また、戦前戦中に行



われたような、若者を戦場に送り出すそういう手伝いは自治体がすることがないように、是非心がけていただきたいと思っております。答弁はよろしいです。

最後に。生理という、最後の質問に移ります。

生理という女性特有の負担の融和策についてお尋ねいたします。女性労働者の権利である生理休暇、これを何度も質問しておりますけれども、私は重要視しております、この生理休暇を世界で初めて法制化したのは日本だったわけで、生理休暇は戦後間もない1941年、労働基準法に規定されたわけであります。それからもう76年たっております。この請求は、労働者の請求のみで取得出来、医師の診断書は必要ありません。こういう制度でありまして、76年もうたっておるわけですが、私若いときには、これ非常にありがたいものとして行使してきましたが、今の皆さんはどうなっているのか。町職員の皆さんの生理休暇の取得状況はどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

#### ○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。

労働基準法第 68 条に、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、そのものを、生理日に就業させてはならないと規定されており、本町でも生理休暇を設定しております。取得状況につきまして実績はありますが、個人が特定される恐れがあるため、数字的な回答は控えさせていただきます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番（西藤典子君）

ぜひ、取得状況も知りたいんですけどそうおっしゃるなら、あえてこの場では、聞くことは止めたいと思いますが、今、全国的にも取得率は1%割っているわけです。76年の間にお薬の問題とか生理用品の問題、こういったことがかなり進化いたしましたね。随分、以前よりも、凌ぎやすいというか、そういう状況になっていることもあって、取得状況が全国的には1%わっている状況であります。しかし、これは何も取る必要がない人が多いというわけではありません。日本の医労連の調査によりますとね、とっていない理由、取っていない人がいろいろの調査では82.7%の人がとっていないということですけど、とっていない理由が、周りがとっていないからとか、上司に言えないからとか、そういったことで、とらないで我慢している人が多いという実態であります。確かに、薬がいろんなものが出来て、生理用品を進化したといいまして

も、生理は自然のものでありまして、完全に管理することは出来ないわけですね。生理は一人一人違う個人差があるわけです。それだけに、今後の問題ですけど、休暇を必要とする人が取りやすい環境に是非していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃいましたように、今後も引き続き、女性職員が生理休暇を取得しやすい職場環境の構築に、努めていきたいと考えております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

質問し忘れましたが、女性が多い、会計年度任用職員、鞍手町も非常に多いと思います。この方々は、対象として含まれておりますか。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。

会計年度任用職員も、正職員と同じく取得することが出来ます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

その場合は有給でございましょうか。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。

有給となります。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

非常にいい状況があって、是非そういうことを今後も続けていただいて、多くの方々に必要なときには取れるとこういう環境をつくっていただきたいと思います。

次に、この生理休暇というのは、生理の時に労働者が休む権利ですけれども、今、学齢期から高校、大学生にも休む権利をとという動きがありますが、ご存じでしょうか、お尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

現在、小中学校には労基法のような制度は存在しておりませんが、大阪の高校で

は最初に生理休暇を認めたということがあっております。また、日本若者協議会の300名のアンケートで、9割以上の学生が生理によって休みたいと思ったことがあるにもかかわらず、68%が休むのを我慢しているという結果が出ております。現在の性教育につきましては、義務教育の中では、小学校低学年から男女共学で生理についても学んでおります。学校でも月経で体調不良のときは遠慮なく、子供たちが休める環境をつくっていくことが今後大切だというふうに考えております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番(西藤典子君)

非常にありがたいことだと思います。休みたかったけど我慢した子供たちの中にはね、生理が重くてお腹が痛かったけど、泣きながらプールに入ったとか、そういったことも出ておりますので、ぜひそこら辺のこと、十分実現していただきたいと思っております。やっぱり運動により、次第に理解が深まり、対応が進んでいる状況があります。文科省が、生理による体調不良で高校入試を受けられなかった人について追試の対象に含めるということが、この年内に教育委員会に通知するということが文科省が行っております。これ初めてのことなんですね。このように運動と学習によって理解が深まり対応が進んでいる、非常にうれしいことだと思います。生理については、先ほど教育長も言われましたように、生徒も教師も学んで配慮ある対応ができる、こういう状況をぜひ広げていただきたいと思っております。

最後の質問になりますが、学校や公共施設のトイレの生理用品の配置について、前回も前々回も、教育長には非常にすばらしい答弁をしていただきましたが、さらに最近の状況もあると思います。近隣の学校と施設、そういったところでの、この問題の進捗状況はどうなっているか、お尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

#### ○教育長(外園哲也君)

進展状況につきましては、内閣府男女共同参画局の第3回調査、2022年7月1日時点での調査が最新の町報で、第4回調査についてはまだ集計中です。令和6年1月下旬に公表されるようになっておりますので、3月定例会と同じ内容になりますが、福岡県の自治体では、北九州市、福岡市など25市で配布をしており、近隣では、宗像市、芦屋町、遠賀町が配布しております。配布場所といたしましては、学校男女参画推進センター、人権センター、社会福祉協議会などです。配布内容提供方法といたしましては、窓口で口頭やカード提示などによる提供、近隣の学校につきましては、保健室での提供となっております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番(西藤典子君)

非常に運動はもうどんどん進んでおりましてね、実は福岡県福津市におきましてね、3月の市議会でトイレットペーパーのように生理用品の常備をという請願が出まして、これが全会一致で可決されまして、小中学校の全ての全小中学校の女子トイレと主な公共施設へ、この11月から順次、生理用品の設置が始められております。こういったふうなことも次々に出ておりますし、またそういうところ岡山県でありますけれども、岡山県の岡山市立岡山後楽館高校の生徒たちが、生理革命委員会というのを作りまして、県内公立高校のトイレに生理用品を設置することを求める陳情をいたしまして、これが岡山県議会全会一致で採択されていると、こういうふうにやっぱり当事者が動き出していると。そして、ますますこの運動が進んでいくには、本当にみんなが過ごしやすい日本の教育現場、あるいは環境、自治体の状況になるように、今後とも、行政としてもいろいろお願いしたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

先ほど西藤議員のほうからございました、特別休暇の会計年度任用職員の生理休暇の関係ですけれども、申し訳ございません。無給になっております。以上です。

○議長(的野信之君)

西藤議員よろしいですか。(西藤議員うなずかれる。)

以上で、西藤典子議員の質問を終了します。

次に、11番議員、栗田美和議員の質問を許可します。

(11番 栗田美和君、挙手して発言を求める)

○11番(栗田美和君)

通告に従って質問をいたします。

町内の農業用施設の一つである農業用ため池の管理委託について、ちょっと質問を試みたいと思います。

平成の終わり頃に、台風等の水害が各地で起きて、ため池が決壊していくというような状況が生まれて、そのあとこの法律が出来たというふうに認識しております。これが特にかわったっていうのはもともとなんでしょうけれども、農業用ため池の所有者、要するに町なんですけれども、町の保有のため池の管理が強化されたというような状況でございます。前回とかこれ4年前になるわけなんですけれども、同じような質問しているんですけど、町の管理すべき農業用ため池は今何か所あるんですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えします。

鞍手町が、町内に管理するため池は、現在、59か所となっております。以上です。

(11番 栗田美和君、挙手して発言を求める)

○11番(栗田美和君)

今、59か所と言われましたよね。前回の回答の会議録を見ると63か所になっているんです。その、4つ減ったということですか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

令和元年度にため池台帳をデータベース化したときに、町内のため池を再調査いたしまして、63か所から4か所のため池は鞍手町が管理するため、現在使われていないため池につきまして、4か所、鞍手町が管理するため池から外しております。以上です。

(11番 栗田美和君、挙手して発言を求める)

○11番(栗田美和君)

では中山本村区にある金木原ため池、これは町の管理ということで理解しとっていいですかね。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

中山本村区にある金木原ため池につきましては、鞍手町が管理するため池となっております。以上です。

(11番 栗田美和君、挙手して発言を求める)

○11番(栗田美和君)

分かりました。

法にのっとって仕事をされているように理解しておりますが、先ほどの金木原のため池、これも2019年に質問しているわけですが、ここの法面が10メートルほど崩壊しております。これを早急に修理というか補修をしないと今後大きな問題になるんじゃないかというこの質問をしました。そのときの回答が、崩壊の原因が不明で費用分担などが折り合わず、交渉が止まっているという回答をされております。その後4年間たっても、全然、復旧工事の進展っていかそれはないわけですが、その経過を教えてください。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。

平成 26 年の大雨の際に、今議員がおっしゃった金木原ため池のブロック積みの一部が崩壊いたしました。また隣接する民地の擁壁が沈下し陥没いたしました。要因といたしましては、ため池ブロック積み上部の民地擁壁の荷重によるブロック積みの崩壊であるという可能性が高いと考えております。復旧方法に関しましては、擁壁を所有者に撤去していただいた後に、鞍手町において鞍手町が所有するため池のブロック積み復旧を行うことで協議を行ってまいりましたが、民地所有者の敷地の復旧は、当面必要ないと先方のほうから連絡がありまして工事の見送りをしたいとの報告があり、現在も鞍手町が所有するブロック積みにも復旧工事に手をつけられないという状況が続いております。以上です。

(11番 栗田美和君、挙手して発言を求める)

○11番 (栗田美和君)

じゃ、相手方は名前出すといけないでしょうが、法人なんですけども、雨が降ってどんだん崩れても何も、もうそれで問題ないと言っているんですか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長 (西生卓矢君)

現在もその民地側の所有者と復旧はしないのかというお話をしているんですが、今のところまだ考えが変わってないということで聞いております。以上です。

(11番 栗田美和君、挙手して発言を求める)

○11番 (栗田美和君)

交渉事ですから相手が許可を出さないとなかなかその話はまとまらんとおもいますけども、そこのところは農業用施設の持ち主である町のほうが強引っていうわけにいかんでしょうけども、早急に復旧工事を成立させてもらいたいというふうに考えております。よもやまさかこんなことはないと思いますけども、インター周辺の工事で、大体田んぼが相当減っているわけですけどね、基本的には、かなり金木原から水がいつてるわけですけども、ここの要するに、水田面積が減ったから、そこはそれでいいだろうというような感じには考えておられないですよ。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

ため池の崩壊か所の部分的であり農業用水の取水に大きな影響はないと考えております。水田面積の減少とは関係がないというふうに考えています。

(11番 栗田美和君、挙手して発言を求める)

○11番 (栗田美和君)

当然そうだろう、そういう返答だろうと思いますけども、できるだけ早めにそここのところ整理をしてほしいというふうに考えております。もうこの4年間という時間が余り

にも長過ぎるからね、半年か1年、放置されていたという話なら分らないでもないけど、4年間そういうふうな町の農業用のため池がこういう形でほったらかされていていうふうに、私も本村区に住んでおりますけどね。私たち、それから営農組合の方々もそういうふうに思っているんですよ。だから早急にその話が片づくような形で話を進めてもらいたいというふうに思います。

次に、この崩壊についてはそういうことで話を早急に進めてもらいたいと思いますので、もう1点は、ここでこの農業用ため池の管理委託、これについて、直接的には一般質問の項目に挙げておりませんでしたので回答は要りませんが、これについて若干要望をしておきたいと思います。ここについても皆さん方ご存じのように、ため池っていうのは、面積はものすごく多いわけですよ。

○議長（的野信之君）

栗田議員に申し上げます。ただいまの発言は通告一覧表には載っておりませんので、質問を中止してください。

（11番 栗田美和君、挙手して発言を求める）

○11番（栗田美和君）

そこんところ分かるんですけども、関連するんですよ。関連します簡単ですがいいですか、回答は要りませんので。

○議長（的野信之君）

いや、通告書に上がっておりませんので、発言の中止を求めたいと思います。

○11番（栗田美和君）

わかりました。そういうことであれば。

○議長（的野信之君）

以上で栗田美和議員の質問を終了します。

次に、4番議員宇田川亮議員の質問を許可します。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

4番、通告に従いまして質問します。

1点目が、福祉センター機能の移転についてお尋ねしたいと思います。

現在の新庁舎の建設と中央公民館の大規模改修というのが進んでいまして、予定では来年の10月完成の令和7年1月に開庁という予定で行っていると思いますけれども、新庁舎を建てるにあたって福祉センターの保健機能については、新庁舎に移すということは知っていましたが、先日、福祉センターの福祉棟の福祉機能については、中央公民館に移すとかいうのを聞いたのですけれども、これが本当なのか。私たち議員一切これ多分知らないと思いますが、聞いてないので、この中央公民館大規模改修によっ

て福祉センターの機能は全て移転するという予定なのかどうか。お尋ねします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

総合福祉センター、くらの郷につきましては、新庁舎建設に伴い保健福祉機能に移転することから、庁舎完成後の令和6年12月末で、お風呂がありました旧福祉棟及びアリーナ・トレーニングルームがあります勤労者ふれあい棟を除く福祉管理棟及び保健棟施設を閉館する予定としております。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

ちょっと早口で、体育センター体育館は分かりましたけれども、それ以外の何か、それ以外はって言われましたけれども、なんて言われたんですか、もう一度ちょっとお尋ねします。どこを残す分かを教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

残す部分は、お風呂がありました旧福祉棟及びアリーナ・トレーニングルームがあります勤労者ふれあい棟です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

その旧福祉棟、お風呂のある福祉棟、アリーナのほうは残すって言われましたけれども、機能についていろいろ今入ってありますけれども、そういった機能も残すつもりなのかそれとも移転するつもりなのか教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

現在、旧福祉棟お風呂がありました福祉棟につきましては、西川古月の学童保育が使用しておりますので、学校が統合する令和10年4月までは利用するというので、令和6年12月末での閉館はしないということです。そしてまたアリーナ・トレーニングルームの勤労者ふれあい棟につきましても、これも令和6年12月末までは、閉館はしないということです。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

福祉機能なり保健機能なり、今ある福祉センターの機能についてどう移転されるのか、そのスケジュールについて教えてください

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)



具体的な機能移転とスケジュールにつきましては担当課長より答弁させます。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長（石田正樹君）

庁舎等建設事業を所管しております担当課としてお答えをさせていただきます。

まず、機能移転につきまして説明をさせていただきます。

包括支援センター、それから社会福祉協議会が入居しております福祉管理棟の機能移転から説明いたします。

まず初めに包括支援センターですが、福祉人権課に属する組織でありますので、新庁舎1階執務室へ配置いたします。

次に、社会福祉協議会並びに老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会及びボランティア連絡協議会の各事務局につきましては、現在設計を進めている中央公民館の内部改修において、事務室の一部及び旧管理人室周辺を改修後、入居いただく予定としております。

次に、研修室A Bにつきましては、新庁舎会議室等の諸室及び中央公民館の各研修室で代用いたします。

それから検診や、講演会などで使用している多目的ホールがあります保健棟の機能移転を説明いたします。

初めに保健師の一部が常駐しております事務室につきましては、健康こども課に属しますので、新庁舎1階執務室へ配置いたします。

次に多目的ホール、母子指導室、健康増進室、健康相談室及び消毒洗濯室につきましては、新庁舎に同規模以上を確保して整備をしております。

次に、機能訓練室につきましては、新庁舎の多目的ホール及び健康増進室で代用をいたします。それから多目的室につきましては、新庁舎会議室等の諸室及び中央公民館の各研修室で代用をいたします。

最後に栄養指導室につきましては、10人程度の少人数用として新庁舎に調理スペースを整備しております。それ以上の多人数の場合は、中央公民館の調理室を利用いただく予定としております。

以上によりまして現在の福祉センター、福祉管理棟、それから保健棟の機能は、新庁舎及び中央公民館にその機能の全てを移転できると考えているところでございます。

次に全体的なスケジュールになります。

まず、先ほど議員も言われましたように新庁舎につきましては、令和6年10月末完成予定であります。11月、12月で設備の移設、引っ越し等の作業を行い、令和7年1月6日を開庁予定としております。

次に、中央公民館の内部改修につきましては、現在設計を行っている最中でございま

すが、今後、改修工事の業者選定を行い、仮契約の後、令和6年3月議会で契約議案の同意をいただきましたら、庁舎等建設工事と同じく令和6年10月末完成予定で工事を進めてまいります。なお、中央公民館につきましては、工事期間中は原則休館せず、いわゆる居ながらの改修となりますので、11月、12月で順次供用を開始し、令和7年1月6日を完全オープンのご予定としております。また、総合福祉センターにつきましては、令和6年12月27日をもって、福祉管理棟及び保健棟施設を閉館いたします。全体的な引っ越しにつきましては、令和6年12月28日から令和7年1月5日の間で行いますけれども、社会福祉協議会その他3団体の事務局につきましては、これからの協議にはなりますけれども、中央公民館の内部改修が完了次第、11月、12月の間で引っ越しいただくことも可能でございます。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

そのスケジュールの中で、中央公民館の大規模改修をやる中で、どこまでがどういうふうになるのか。今、教育委員会も入っていますよね。教育委員会は今度新庁舎に移るようになっているんですよね。そうしたら、教育委員会は大規模改修のときどうするのか。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長 (石田正樹君)

お答えいたします。

教育委員会につきましては、教育長それから学校教育係が新庁舎のほうに移動する予定としております。教育長室それから学校教育係のあるスペースにつきましては、社会福祉協議会の事務局としての改修を行う予定としております。具体的には間仕切り壁等を設置いたしまして、分離した事務室にするという改修を計画しております。それから、その他、社会福祉協議会以外の3団体の事務局につきましては、旧管理人室周辺の諸室を間仕切り壁の撤去等の改修を行いまして、そちらのほうに入居していただく予定としております。いながら改修の中で研修室4のほうに学校教育係のほうは移動しまして、工事を進めていく予定としております。教育長につきましては、会議室のほうに移動していただく予定としております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

教育係については研修室4で教育長室は今の会議室に移動してその間改修を行うと。大丈夫なんですかこれ。できるんですか。改修を行った後にこれちょっと後でいいんですけども、実際今そこの教育長室を会議室に持って行って、教育係を研修室4に持って行って、もうそこはもう扱わないっていうことになるんですよね。ということでもいいです

か。そう改修が出来ない。もうそのまま使いますということでもいいんでしょうか。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

お答えいたします。

内部改修につきましては、なるべく全体的に扱っていきたい意向はございますけども、もともと決めている予算等もありますので、その範囲の中でできる範囲を扱っていくということになります。最低限必要なものは、今後、精査しながらやっていくということになりますけども、研修室4については現状の状態で改修後も使っていくという形になるかと思えます。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

分かりました。

それでは、現在ある、くらの郷の郷の今後についてお尋ねしたいと思うんですけども、学童のほうは、令和10年と言われましたけども、そのほかについては、令和6年12月閉館という形で、先ほど言われたと思えますが、その後、くらの郷、今後どうされるのか、教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

総合福祉センターくらの郷は、住民の健康増進及び総合的な保健福祉のサービスの提供を目的として設置された施設であり、新庁舎建設に伴いその機能を移転することになりましたが、併せて災害時の避難所としての機能や選挙の投票所としての役割も担ってきました。これまでも他の議員より総合福祉センターの利活用についてご質問をいただきましたが、住民の皆さんの憩いの場として、また災害発生時には避難所として利用できるような施設として存続させたいことや、官民を問わず最適な利活用方法を模索していきたいとお答えをしましました。現在の状況としましては、去る8月7日に、課局長以上で構成する鞍手町公共施設等利活用推進本部を立ち上げ、具体的な検討を開始しており、利活用の方向性について推進本部に若手職員で構成するプロジェクト会議を設け、当該プロジェクト会議が策定作成した利活用の素案について、本部会議で検討を行っているところです。その中で大きな方向性としては、アリーナがトレーニングルームを備える、勤労者ふれあい棟については、本町西側エリアの避難所の拠点として、今後も避難所及び選挙投票所として、直営または指定管理者制度で運営していくことを確認しております。また、お風呂がありました旧福祉棟については、先ほども答弁しましたが、現在、西川古月学童クラブ等が入居しておりますが、令和10年4月を予定している統合小学校の開校に合わせ移転する予定であることから、来年12月末をもって

閉館する福祉管理棟、保健棟と共に、例えば道の駅のようなイメージを浮かべてもらえれば分かりやすいかもしれませんが、町内外の皆さんが集い憩える場所として利活用していきたいと考えておりますので本当に運営が可能かどうか、財政面や運営母体も含め、その手法を推進本部で、もう少しお時間をいただき検証を続けることとしております。いずれにしましても住民の皆さんの貴重な財産でありますので、私はこれまで答弁してきましたとおり、売却については考えておりません。繰り返しになりますが、町内外の皆さんが集い、憩える場所として利活用をしていきたいと考えております。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

**○4番(宇田川 亮君)**

そういう構想を持っているということですね。

では、現在、福祉センターを拠点にしている団体、サークル等の数と使用状況について、先ほど課長のお話では、社協ほか3団体というふうに言われましたけども、移転するのは、そのほかにもいろいろサークル活動なり、道具を置いていたりとかいうところあると思うんですけども、その数とそれから使用状況について教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長(岡崎邦博君)**

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

**○福祉人権課長(田鶴原竜二君)**

お答えします。

総合福祉センター管理棟及び保健棟を拠点としている団体は4団体、活動しているサークルは14サークルを把握しています。サークルの利用状況としましては、令和5年4月から11月の実績で、延べ374件、3028人となっております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

**○4番(宇田川 亮君)**

14サークルあって、社協、ボラ連、それから老人クラブ連合会、それから身障協、ここについては移転するという事なんだろうと思うんですけども、そのほかに使っている、今状況言われましたけれども、実際ね、先ほど言いましたように道具を置いていたりとか、サークルでいろいろ倉庫に何か必要なものを置いてあったりとかいうのがあると思うんですよね。そういうサークルはどのぐらいあるんでしょうか。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

**○福祉人権課長(田鶴原竜二君)**

現在、サークル活動につきましては把握していますが、総合福祉センターに物品を保管してあるかどうかについては、すいません、把握はしておりません。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

それが1番大事なんですよ。

全部移転するというんだったら、その今物品なり置いているところ、例えば手話の会、それからこだまの会、点字サークル等々あるわけですよ。まだまだ14団体あるということですから、今、福祉センターに道具を置いたり、例えば、点字サークルで言えば点字プリンターを置いたりとか、いろいろ使う道具を空きスペースに置かせてもらっているサークルというのがあるわけで、それも全部移転するっていうんだったら中央公民館の中に全部移転するつもりなのかどうか、教えてください。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

お答えいたします。

現在、福祉棟それから保健棟にありますそういった荷物等については全て移転するように計画をしております。先ほど言われましたように、さっき社協ほか3団体の準備する部屋のほうにはちょっとした荷物を置くスペースも確保する予定としております。それから保健棟の倉庫等に入っている荷物につきましては、同じく庁舎等の倉庫等に分散をしてみたいというふうに考えておりますので、引っ越し等も含め荷物は移転すると、荷物も含めて移転していくということで考えております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

全てのサークルが置いてある荷物等も全部引っ越しするという確認としていいですか。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

はい。

次、引っ越し等が今後始まっていきますが、現在2棟のほうに入っている荷物につきましては、引っ越しの対象として計画をしておりますので移転をいたします。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

スペースについてなんですけれども、中央公民館の大規模改修で、今ある教育委員会があるところ、教育係もあるところ、そういったところを空けて社協ほかの3団体を入れるって先ほど説明だけでしたけども、そのほかのサークル活動で置いてあるいろんな道具とかは、その中に全部押し込めるっていうそれとも別に何か建てるのですか。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

#### ○管財課長（石田正樹君）

社会福祉協議会につきましては先ほど言いましたように、今の学校教育係それから教育長室周辺を改修いたしまして部屋を設けます。当然、社会福祉協議会の荷物は全てその中に入れていただくようになるかと思えます。それから管理人室周辺を改修しまして、そのほかの3団体の部屋については、今準備をしておりますけども、その中に倉庫も設けております。当然、その団体に関連のある荷物につきましては入る限りは、その中に入れていただきたいというふうに考えております。その他のサークルにつきましては、当然、今、使っていただいている部屋、あと近くの倉庫に置いてあったりとか、そういう管理をされてあると思えますので、それにつきましては新庁舎の使っていく部屋、多目的室であったり、母子指導室であったり、健康増進室であったりといった各部屋の倉庫のほうに移動していくことになるかと考えております。以上です。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

#### ○4番（宇田川 亮君）

そしたら、今総合福祉センターということで保健機能福祉機能いろいろありましたけども、それからそれに関連するいろんなサークル団体とかありますけども、今度、中央公民館に大規模改修でそこに福祉棟が入る。だから中央公民館は、今、どういう施設になるんですか。今、文化体育総合施設なっている。その中に今度福祉センターのような機能も一緒に入って、あそこなんていう施設になるんですか。鞍手町にはもう福祉センターがなくなるということなんですよ。どういう意味合いになってくるんですか。その運動をして、教育もやって、福祉の拠点にもなると、中央公民館が、そういう状況って何かちょっとおかしくないですか。町民の方がね、いろんなサービスを受けようとか、相談行こうとかいったときに、どこ行っていいか分からないですよ。今。そうになったらあっちやらこっちやら、ちょっと言い方はおかしいですけど、町長どういうふうに考えているんですか。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

#### ○町長（岡崎邦博君）

文化体育総合施設については、その係を中央公民館に置くこととしております。その他の教育課、教育委員会については新庁舎のほうに移転するという事になっております。そしてまた新庁舎については今まで総合福祉センターの福祉部門であった先ほど言いましたように、課長が答弁しましたように、包括支援センターであるだとか、福祉健康診断だとか、保健棟を使っている機能については全て新庁舎に移転することとなります。中央公民館につきましては、先ほども言いましたように4団体、そしてまたサークル活動を行っている団体についても、研修室または役場の空いている会議室等を利用していただくということを考えております。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

ちょっとよく分かりませんが、今、実際ですね福祉センターで研修室A Bとか多目的室とかありますけれども、そこでいろんな講座をやったりとか、いろんなことやっていますよね、先ほど課長が374件3000何回とかいうふうに答えられましたけれども、それを中央公民館の研修室で、今でもいろんなその他の団体がパソコン教室だとかいういろんなのが使われていますけども、今福祉センターでやっている手話講座とかいろいろありますけど、それも全部そこで賄えるんですか。町公民館で。研修室なり会議室なりで賄えると考えてあるんでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

今まで保健棟で実施をしておりますものについては全て新庁舎の中で賄えるというふうに考えております。そしてまた様々な講座につきましても、中央公民館の研修室等を利用していただくとともに、新庁舎についても会議室等がありますので、その部屋を利用していただくというふうに考えております。いずれにしましても、今回の役場庁舎等の建設につきましては、全ての手続がワンストップでできるようにということ、最大限の目的として庁舎福祉センター機能を、新庁舎のほうに移転をしておりますので、そのことも併せて考えていただければというふうに思います。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

研修室等の使用状況について、今、中央公民館でどのくらい使われて、何曜日の何時から、大体決まっているところもあると思うんですよね。いろんな講座とかというのは、福祉センターでそういうのがあるわけですよ。その曜日を変えずに、もしくはもっと増やせるような状況というのができると考えてあるんでしょうか。今の役場の新庁舎も使ってと言われましたけども、そこは、今ずっとどれだけ、何曜日の何時から、どういう団体が使っているというのがすんなりスムーズに、そういうのが今まで通りできるような状況なんでしょうか。そこは一度精査していただきたいと思いますけどどうですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

各団体サークルがどの曜日どの時間帯でどのように利用しているかということについては、私自身は把握をしております。それについては恐らく調査をしているかどうかということも定かではありません。実際にこれから移転をしていく中で、そういった調査が必要であれば調査をしていくということになると思います。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番（宇田川 亮君）

調査が必要であればじゃなくて、移転して大丈夫なのかというところをまず調査しとかんといけないじゃないですか。そうした上で大丈夫ということから移転しますよっていうことの結論に達するわけでしょ。それを今から調査するかどうかは必要やったらとかいう話にはならないと思うんですよ。そこちょっと順序が逆なんやないですか。それと先ほど、社協それからほか3団体と言われましたけども、全てのサークルも含めて、この話されてありますかしっかりと。中央公民館なり庁舎なり新庁舎なりに移転しますよと、ここは何処どこの倉庫を使ってください。何処どこのスペースを使ってください。そういう話しされていますか。されてあるんやったら教えてください。

（管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める）

#### ○管財課長（石田正樹君）

お答えいたします。

まず、先ほどの利用率の件につきましては、ちょっと古いデータにはなりますが、平成29年度に基本計画を策定しております。ちょっと、町長のほうにはお伝えをしてなかったのが先ほどのお答えになりましたけども、細かい利用率等については各室部屋の中央公民館の部屋の利用率、それから現在の総合福祉センターの部屋の利用率等を午前、午後何%、夜間何%の利用率とかいうことを調査しまして、それらが今の新庁舎それから中央公民館に移動した場合に収まるかどうかの検証というのはした上で向こうに機能を移転するという計画を立てております。ただし、あくまで今の使用率の話ですので、曜日等については、重複する部分、団体さんも出て、サークルとかも出てくるかもしれませんが、あそこは先ほど町長言われましたように、新庁舎の研修室、それから会議室等もありますので、それを中央公民館と一体として利用していただければいいかなというふうには考えております。それから、各サークルの方にお話をされたのかということでございますが、現在、中央公民館の設計を進めております。その中には、社会福祉協議会の職員も設計の会議の中には参加をしていただきながら進めております。社協さん以外の3団体の方には社協さんを通じてご連絡をさせていただいております。それから、その他の全てのサークルの方とお話をしたという事実はございませんが、新庁舎の設計の段階におきましては、その他の障害者団体の方等の意見を聞きながら、トイレの配置であるとか、そういった施設のことに関しまして、お話を聞きながら設計を進めてまいっております。先ほど言いましたように荷物につきましては町のほうで引っ越しの全体の中でやっていくという考えでありましたので、そういったものについては詳細が決まりましたらお知らせしていく予定としておりました。以上でございます。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

#### ○4番（宇田川 亮君）



利用率だけじゃやっぱり計れないんですよね。大体何曜日の何時から何時まで、この講座やりますよってというのが、大体決まってあったりとか、それは、都合によってはずらすこともできるかもしれませんが、そこはねやっぱりしっかり調べておいてやらないと。逆にもう活動自体がどんどんどんどん縮小されていく形になっていくんじゃないだろうか。現在、中央公民館の研修室や何なりを定期的に借りてある団体もあると思うんですよね。じゃ、そこはもう最初から使っていますからそこ入りませんよ。どこか別の曜日なり空いているところに、手話講座持って来てください何々講座を持って来てくださいという形になっていくんじゃないですか。しっかりとしたそのスペースがね、本当に確保出来ているのか、もう最後のところにもなりますけれども、町長はね福祉の充実っていうのは選挙のときにも謳ってありますけれども、ただ押し込むだけじゃ福祉の充実は出来ませんよ。そこがもっと発展してやっていく、そういうスペースなり活動なりを確保してやらないとね。そこをどういうふうに考えてあるんでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

先ほどもお答えしましたけども総合福祉センターくらの郷は、住民の健康増進及び総合的な保健福祉、サービスの提供を目的として設置された施設であり、令和6年12月末で福祉管理棟及び保健棟施設を閉館する予定であります。新庁舎及び改修後の中央公民館にその機能は全て移転することとしております。今後につきましては、現在、総合福祉センターにおいて活動されております団体及びサークルの方々におかれましては新庁舎及び中央公民館を十分活用していただくとともに、行政、防災保健、福祉文化体育の機能が集積する新たな拠点において今まで以上に精力的に活動していただきたいと考えております。また行政としても福祉の後退にならないよう、可能な限り支援を行ってまいりたいと考えております。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川 亮君)

活動広げてくださって。町長やったら条件整備してやらないと。今のままじゃものすごく不安になってあるんじゃないでしょうか。先ほど課長がね、社協とは話していますよと。そこからほかの3団体にお話行っています、行っているはずですよ。そこらからほかの3団体にお話行っています、行っているはずですよ。そこらからほかの3団体にお話行っています、行っているはずですよ。細かい丁寧によつぱり説明してね。ここはこうします。そのサークル活動が停滞しないように、縮小されないように、もっと発展するために話をすべきじゃないですか。中央公民館大規模改修についても、今、福祉センターに入ってある団体なりサークルなりが納得した上で、移転するという事はこれ最低限の条件だと思いますよ。それを、何もまだ話してない状況もあってね。ただもうそこに移転しますよじゃあこれは福祉の発

展なんてあり得ないですよ。しっかり話をやってくださいよ。そこの団体なりとも、納得するまでしっかり協議をやっていただきたいと思いますがどうですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

中央公民館の改修につきましては、現在、どのような改修を進めていこうかということで検討しているところでありまして、最終的にどのような施設になるかということにつきましては、まだ最終的な案としては決まっております。しかしながら財源の確保等もありますので、限られた財源の中で施設整備をしていくということにもなります。そういった中で最大限皆様に、特にサークル、団体の方たちにつきましては、満足いただけるような改修にしていきたいと考えております。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

中央公民館のスペースですよ。で、中央公民館の研修室4は扱わないということなんですよね。新庁舎が出来たら教育委員会がそっちに新庁舎に移るんで、その空きスペース使ってくださいよ、なんですけれども。その間といいますかね、本当にこれで大丈夫ですか。ただ空いたところは、ここ空きましたから使ってくださいじゃなくてね。ここも含めた改修せんといけんじゃないですか。そうしないとサークルなり団体なりが納得しないと思うんですよ。ここだいが譲歩したとしても、ここをこうしてほしいとかいうような要望もあると思うんですよ。外の駐車場もその団体が使うようになったら今のスペースじゃ向こうが反対側に東側に駐車スペース出来ますけども、やっぱりその団体がすぐ近くに車停めてさっと動けるような形は恐らくとるべきだろうと思えますけど、駐車場のスペースの問題。それから1番大事なのはそこ、今使っている福祉センターの団体サークルが納得して、やるかどうかの話ですよ。ここを絶対納得してやるように、町長約束してください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

駐車場につきましては先ほど宇田川議員が少し言われましたとおり東側にはかなり広い駐車場ができる予定となっております、ほぼ公民館に隣接をするような駐車場になりますので、駐車場につきましては、満足をいただけるようなものになると思います。また施設につきましても先ほど言いましたように、限られた財源の中で施設改修を行うということになります。最大限努力はしていきたいと思っておりますので、先ほども言いましたように、団体の方またサークルの方たちに、説明をしていただき、納得をしていただくように努力をしていきたいというふうに思います。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番（宇田川 亮君）

それと一応、中央公民館の改修も来年の10月を目途にという形になってはいますが、先ほど言いましたね、会議室と研修室に教育委員会が入るわけで、いつの間はね。改修されてある間はということはそこは使えないということなんで、じゃ今福祉センターの団体サークルが納得できるようにするためにそこも扱わないといけないかもしれない状況もあるんじゃないだろうかと思いますよ。そしたら、時期をちょっとずらすとかいうことも考えられるんじゃないですか。そうしないと教育委員会みたいなそのスペースがね、そこは使えませんよっちゃうところから入ったらね。もうなかなか仕事しにくいですよ、もう今でもあそこも古い建物なのに、そこを改修してから、どれだけのスペースが生まれるんですか。今の4団体だけでも、もう手狭過ぎていってという形になるんじゃないです。そこでちょっと、引っ越しの時期もね、令和6年12月閉館って言われましたけども、そこは少し延ばしてやるとかね。何かそういう手法もぜひ考えていただきたいと思いますよ。そうせんと、ただ押し込めるだけじゃねちょっと。これはもう納得出来ません。多分団体の方も、私自身これ本当に大丈夫なんだろう。私は町長が福祉を発展充実させる立場にあると思いますから、その点からいってもね、これはちょっとどうでしょうか。その研修室の使用の問題も含めてね、それも含めてやっぱり考えるべきですよ。もう一度お願いします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

#### ○町長（岡崎邦博君）

宇田川議員からも言われていますように、福祉の充実ということにつきましては、私の政治信条の一つでもあります。そういったことでどうやってこの福祉の向上を図っていくかというようなことから、いろいろと紆余曲折はありましたが、この新庁舎に全ての機能を移転し、そして中央公民館と連携をし、そのエリア全体として、この複合施設として町民の皆さんに利用していただくということから現在今工事をやっているところでもありますし、中央公民館につきましても、まだ最終的なものは出来ておりませんので、今からでもどういう風なことが最大最善であるかということも考えていきたいと思います。しかしながら、何度も繰り返しになりますが、限られた財源の中で、改修を行っていかないといけないので、なるべく大まかなところは残しながら、そしてまた、各団体の方にも十分満足をしていただきながらの改修になるというふうには思っております。今それこそご存じのとおり、庁舎についても、議員の皆様からご指示をいただいて増額ということにもなりました。この中央公民館の建設費用につきましても、当時の文化のことから考えれば、当然ながら資材の高騰が影響しております。そういった中で今担当課も努力をしているところでもあります。しかしながらなかなか厳しい状況でもありますので、その辺はまたいろいろと苦労しながら、先ほども言いましたように、

団体の方、スタッフの方には、最大限ご協力をいただきながら、そしてまた、こちらとしても丁寧に説明をし、納得してもらいながらの改修をしていきたいというふうに考えております。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番 (宇田川 亮君)

庁舎建設においても、先日視察もさせていただきましたけども、地盤がね、少し悪くなって、その分また予算上がりますよと。聞くまでは答えられませんでしたけど、課長言われました1億円も2億円も上がるわけですよ。今度1億何千万円ですかね。でもそれは、予算内ですから大丈夫です。もう何か感覚がおかしいと思うんですよね。だから、中央公民館もね、そこはでも福祉が停滞するようなことはあってはならないんで、例えばですよ、この和室、もうほとんど使われてないと思うんですよね。しかも段差があって、使いまいがない。もうここを改修すればある程度スペースも生まれる、そういう案も出ると思うんですよね。なかなかそこで、お金が上がるというような工事費が上がるというようなこともあるかもしれませんが、そこは納得できる部分だろうというふうに思うんですよ。福祉が停滞しないということであればね、そういうのも含めてぜひ考えていただきたいというふうに思います。

じゃ次行きます。

次が、スズメバチの駆除についてです。

昨今、スズメバチの被害というのがあっています。マラソン大会で、スズメバチが何十匹も襲ってきて刺されたとかいうこともありますし、スズメバチの危害から町民生活の安全を守る、そのための補助金を創設したほうがいいんじゃないだろうかと。これはお隣の宮若市でもやっていますけども、駆除しやすい環境をね、状況をつくるという意味でも、補助金を創設する考えってというのはありませんか。お尋ねします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長 (岡崎邦博君)

個人の土地につきましてはその土地の所有者など、土地の管理を行う者が本人の責任において管理すべきものと思います。土地の管理者は近隣住民の迷惑等とはかからないよう維持管理を行い、その維持管理費については管理者が負担するものと考えております。しかしながら、スズメバチについては気候変動等によりその数が増え報道等なされているところです。今宇田川議員が言われましたが、近隣市町村においても、スズメバチの駆除に対して補助金を出しているところも出てきており、本町といたしましても住民の安全で安心な暮らしの実現を図るため、スズメバチの駆除に対する補助についても検討していく必要があると考えております。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番（宇田川 亮君）

補助金の創設についてはぜひ前向きに検討をお願いします。

それで、特に空き家とか、空き地に近所の人もこれ誰の土地なんだろうか、誰の家なんだろうか分からない、そこにスズメバチの巣が出来て、蜂が飛びようけど持ち主が分からない。役場に問合せたらもう役場のほうからそっちに連絡をつけば行くんですけども、しかしもうずっと危険な状態にさらされるわけですよ。その近所の人だとか、その辺を通る方そういう状況が生まれたときは町が率先して早めに駆除するだとかいうことも考えていただきたいというふうに思いますが、この点についてはどうでしょうか。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

住民生活の安全を守るためとはいえ、現状、行政が私有地に勝手に立入り、そこで何かしらの作業をすることは難しいと考えております。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

町民の安全はどういうふうにしたらいいんでしょうか。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

先ほども申しましたように個人の土地については、土地の所有者など、土地の管理を行う者が本人の責任において管理すべきものです。行政としましては、刺されないよう蜂の活動が活発な5月から11月にかけて注意喚起を行ったり、土地所有者を把握し、その方に対して状況を配し、苦情等の対応をお願いしたいと考えております。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

今まで注意喚起とかされてないですよ。役場にそこは何処どこの、そこは役場の土地じゃありませんから、民地ですからそちらでもらわんと困ります。連絡はする努力はされてあると思いますけども、連絡がつかないところもあるわけでしょう。そこは注意喚起もされていますか。今までされてないんじゃないですか。いつまでたっても、所有者と連絡がつかない。でも、ずっとその近隣住民は危険にさらされる。それはやっぱり、すぐ取り除くべきじゃないだろうかというふうに思いますけど何らかの方策を早急に駆除するとかいうような、高いところもありますけども、駆除するのがね、3万から5万かかるともあれば、7000円ぐらいで済むところもあるわけですから、町内にもスズメバチを駆除する方おられますからね。そこはね、危険性を鑑みてね、町が早急に対応するというのを、是非やっていただきたいと思いますがもう一度お願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

宇田川議員が言われることはよく分かります。ただ、私有地で許可なく入れるのかどうか。そしてまた個人の権利を侵害するっていうことになり得ないか。そういったことも、行政としては考えざるを得ません。そういったことから所有者が分からない土地について町が勝手に入って、勝手に駆除して、それでいいものかどうかっていうのについては、なかなか難しいというふうに考えます。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

だから、安全はどう守るんですかと聞いているんですよ。だから注意喚起しているんですか。してないでしょ今まで。近所のところに何かあれしたり、この辺はスズメバチの巣が今できていますから、看板建てたりとかしていますか。教えてください。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。

役場窓口で、所有者の分からない空き地等にスズメバチの巣が出来て危険であるというような、相談があった方に対しては、特別に電話の窓口では近づかないようにということで注意喚起をしているんですけども、特段そのホームページ等で広域に注意喚起、周知を行ったりということはありません。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

ホームページでお知らせするようなことじゃないですよ。

そのへんは危ないです今、スズメバチも結構広範囲ですからね。その巣の近くだけじゃありませんから。例えばね自治会と協力して自治会が私有地ではあるけれども、自治会の責任においてやるから、町も協力してくれとかいう話もあっていいんじゃないだろうか、何かいろんな方策を考えていただきたい。注意喚起もそうだし、早く駆除するというのが1番大事ですよ。そこを例えば町が駆除して、持ち主から怒られるかもしれないけど、後から請求するとか、そういうことも代執行じゃありませんけどね。何かいろいろちょっと考えるべきじゃないですか。今これ、これだけ空き地と空き家等増えてきた中で、スズメバチの駆除っていうのはもうやっぱり大問題ですよこれ。もう一度お願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

先ほども言いましたように、宇田川議員の考えはよく分かるんですけども、自治会の

責任においてやるからとかいうことで、町のほうから自治会のほうに働きかけて、私有地に無断で入って落としていいですよというわけにもなかなかいかないというところがあります。いかんせん、これはやっぱり、個人所有地、もう持ち主が分からないとはいえ、今の法律上はなかなか個人所有の周知に対して無断で入って、そこで何がしかの作業をしたり、例えばスズメバチの巣を落としたりというようなことが実際に可能なのかどうなのか、法律上はどうかかっていうことについて、まだ町内で検討したこともありません。実際になかなかその辺、例えばスズメバチであればそこに蜂蜜があったり蜂の子があったりというようなこともあって、そういうことがどうなのかっていうものもありますし、なかなか難しい状況もありますので、今すぐにここでできるというものでもありませんし、むしろなかなか厳しいのではないかというふうに考えます。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

いずれにしても、町民の安全が大事ですので、そこを1番考えてね、検討していただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長 (的野信之君)

以上で、宇田川 亮議員の質問を終了します。

ここでしばらく休憩いたします。

○事務局長 (広瀬真一君)

午後3時から再開したいと思います。

—— 休憩 14時48分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 15時00分 ——

○議長 (的野信之君)

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

次に、6番議員、新谷留晴議員の質問を許可します。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番 (新谷留晴君)

6番、通告に従い質問いたします。

タクシーの利用時の改善点や、待合停留所の見直しについて質問いたします。

現在、1時間前の連絡で予約制となっていますが、不便さを感じている方も多くおられ、また固定電話も携帯電話を電話等も持たれてない方もおられます。各自治区に、時刻表はありますが、時刻表どおりに決められた停留所に行けば、乗れるように出来ないか質問します。町長よろしく申し上げます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

乗り合いタクシーの利用時の改善点や待合停留所の見直しについてということでございます。乗り合いタクシーの古月線及び泉水線につきましては、令和2年3月まで運行していました、すまいるバス、倉坂線沿線の利用者減少により運行を維持することが困難になったことから、乗り合いタクシーに転換した経緯があります。タクシーは一般タクシー業務の合間に、予約に応じて同じ車両を利用し運行することから人件費や車両の維持費を抑えることが可能な仕組みとなっております。バスと同様の定時定路線での運行となると、乗客がいなくても運行する必要があり、乗務員や車両を別途確保することなど、多額の費用を要することとなることから、対応は困難と考えております。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番（新谷留晴君）

本来、この乗り合いタクシーという、スタート時、私もいろいろ話に参加させていただきましたけど、すまいるバスの停留所に行くにはかなりの距離が一応規約では300メートル以内は、すまいるバスを利用し、それ以降距離のある方は自治区が決められた停留所にて予約をするという規定になったと。ただ先ほども言いましたように、なかなかお年を召した方は連絡を怠ったり、おっくうであられたりとよくお話を聞きます。私の地区にもおられますけれども、携帯も持たず固定電話もなく、最終的には近所の方をお願いをして連絡をしてもらう。そういうことも近所の方がおられれば出来ますけども、それもままならないという現状があります。それで出来る限り、すまいるバス同様、先ほど、町長のほうから経費もかかるというお話でございますけども、定刻どおりにタクシーを発着させていただければ、もっと利用者も増え、高齢者の方については非常にありがたいことだと思いますが、もう一度答弁よろしく申し上げます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

定時定路線を設定するということになりますと、先ほど答弁したとおり多額の費用を要することになりますと同時に通れる道路自体も限りがありますので、その停留所まで先ほど新谷議員が言われましたとおり、どうしても距離が長くなってしまいう点もあります。それを解消するためということでタクシーという制度を設け、デマンド型の交通体系にしているわけですけども、これも当初、最初質問がありましたようにど

うしても時間がかかったり、待ち時間が多かったりというような点もあります。そういったことも私も住民の方から耳にすることもありますので、現在、地域公共交通計画を策定し、今まで問題となっている点について、どのようにすれば改善できるかということで、会議の中で議論をいただいていることと思います。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番(新谷留晴君)

その点についても鞍手町地域公共交通計画の中でも、いろんなアンケートをとったり、されている部分もあります。その経過も踏まえて、再度検討する余地があるかと思いません。

それでは次に移ります。

利用者のために停留所に屋根やベンチが現在設置されておりません。停留所の場所にすまいるバス停留場とも、ベンチや日除けの屋根そういった猛暑等避けるような待合が出来ません。そういったものに対して、ベンチや屋根をつける設置する計画はありませんか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましては、担当課長に答弁させます。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。

停留所における屋根やベンチの設置につきましては、道路上であれば、道路管理者の道路占用許可や警察の協議等を要します。許可の条件には、道路の管理上支障にならない場所という前提があり、歩道に設置する場合は、道路法及び道路構造令にのっとった占用物件設置後の歩道の有効幅員原則2mの確保などの条件もあり、現在のタクシーの多くの道路上の停留所では、この要件を満たしてないところが多く存在するかと思いません。個別の設置の要望、停留所、ベンチの設置。要望があった場合は利用状況、道路管理者、警察、土地の所有者等協議の上、設置するかどうかというのを、ぜひ検討していきたいと思っております。以上です。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番(新谷留晴君)

そういった法的なものはよく理解しておりますけども、言うなれば、このすまいるバスの停留所についても、そういったものをクリアできる場所に停留所、要するに今、県道、町道に停留所があるわけですけども、そういったことを何で検討されなかった。各自治区によっては、公民館や、空き地等に、現在でもできると思います。設置しようと

思えば、ただ1番大きな問題点は今そのすまいるバスの停留所の問題ですよ。今、課長が言われるように、ほぼ道路に面しています。歩道に面しています。そういったことに対してもう少し、特に歩道は問題があります。何m以上という規定がありますんでね。横に空き地があればそこで出来るでしょうけど、再度そういった部分を見直していただいて、利用しやすい環境それをぜひつくっていただきたいと思う。

続いて乗車業者について、現在、もう私、予定の所定のバス停で乗り降りしています。多く聞かれる意見は例えば買物帰り、荷物がある雨が降りそういったもの、そういったときに地域のバス停まで行きます。停留所までいきます。それからまた、自宅まで帰る。200m300m歩いて帰らなくちゃいけない。せめてタクシーの下車時おりるときには、自宅前でも降りられるような措置はとれませんか。お願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

利用者の希望する場所で乗車下車ができるようになるっていうことになると、一般のタクシーと同等のサービスとなります。タクシー事業者の経営を圧迫することにもなります。タクシーは一律200円の低料金で利用できることから、一般タクシーとの差別化が必要だということの課題もあり、現状といたしましては、なかなか難しいというふうに考えます。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番（新谷留晴君）

もう全て決まり事で今、各課長担当課長も町長も言われますけれども、それを望んでる方が多いんですよ。タクシー業界の方に、私タクシー乗ったときに聞いたことがあります。私はお客さんはどうですか。やはり降りるときは、家の前で停めてくれないのかという意見が相当多いらしいです。それでも決まりですから申し訳ありませんと。運転者の方が言われて、所定の停留所まで行かれていますみたいで、中には、おろされた経験もある方もおられるようです。どうか再検討していただいて降りられるような状況をつくっていただきたいと思います。それと最後にAI活用型オンデマンド交通の導入についてですけども、これは、先ほどから言っていますけども、いろんな屋根壁の設置、乗り降りの条件そういったものをAI活用型オンデマンドを取り入れた場合、ほぼほぼ全て解消できる問題だと。この点についてどうお考えでしょうか。お答え願います。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

先ほど答弁の中で申しましたけども、鞍手町としては令和元年6月に地域公共交通網形成計画を策定しましたが、関連する法律の改正に伴い本年度中の策定を目指し、新たに地域公共交通計画を策定中でございます。この計画においては今後持続可能な公共

交通体系を構築することを目的としており、時刻表がなく、人口知能機能が効率的な配車や運行ルートを決するAI活用型オンデマンド交通を取り入れたことにより、公共交通の利便性が向上している自治体などの先進事例を踏まえ、今後の鞍手町の公共交通を検討してまいります。先ほども言いましたように、このオンデマンド交通を入れますと、時間の制約につきましては申込みをして程なく来るということにもなります。車両についても、今はタクシーの車両を使っていますので、私いいというような感覚がどうしても利用者の方にはあるんですけども、できればもう少し多くの方が利用できるような、車両を考えたりというようなことも必要なというふうには思っています。そうした中で、先ほどご質問もありましたが、なるべく自宅に近いところから自宅に近いところまでということで、まず、ドアツードアということになりますと、これは全くタクシーと同じということにもなります。そういったことから停留所といいますか、停めるところをどこにするのかっていうことを考えていくことが必要だろうと。この鞍手町も40%ぐらいが今高齢化率だとは思いますが、高齢者の方がやはり利便しやすいような交通体系を考えていくということも必要だというふうに思います。と同時にやはり制度は制度としてそこも考えていかないといけないということもありますし、先ほどの屋根だとかベンチについてもそこに置いたり建てたりすればいいというものでもありません。やはり交通法規がありますので守りながらということにもなります。特に、オンデマンド交通の場合はやはりなるべく自宅に近いところということになれば狭い道路を通ることにもなりますので、なかなかそういったベンチだとか停留所屋根だとかっていうことも場所によってはできるところがあるかもしれませんが、なかなかそれも条件が厳しいところもあるというふうにも思います。いずれにしても、今公共交通計画を策定していただいておりますので、委員さん方に議論いただいております。ご議論いただいた結果によりまして、また検討していきたいというふうに思います。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番(新谷留晴君)

先ほども言いましたけども、鞍手町地域公共交通計画の中でアンケートもまとめられている最中だと思いますけども、十分その辺も加味していただいて、今後のタクシーの在り方を十分検討していただきたいと思います。

それでは次に、庁舎建設後の福祉センターくらの郷の今後の利用について、これは先ほど宇田川議員のほうから、かなり多くの質問が出ましたので一部割愛させていただきますけども、今後、具体的な使用についてちょっと意見を述べさせていただきたいと思っております。

現在、センター内にある先ほどから問題になっています。福祉棟やサークル、そういったものの各課の移動により、この空いた部屋の利用、これについて、今後どういふ

うに使用されるか。そういうことについてちょっと意見を言わせていただきたいと。各部屋の利用については、幼児から大人まで、家族ぐるみで楽しめる触れ合いスペースとして、運動体験、ものづくりなどが楽しめるプレイルームなどに利用したり、ダンスサークルや飲食店、テナントも含め、活用されてはどうか。また、遊具を撤去された中庭、そこにはゲートボール場や子供たちのスケートボード場など、町民が、集える場所づくりしてはいかがでしょうか。また、町民が今でも熱望しているお風呂の、再開をしていただき、よりよい憩いの場所として、町民に開放されてはいかがでしょうか。この点についてはどう思われますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

先ほど宇田川議員の質問の際に答弁をしましたが、今、推進本部会議を設定し、その中で若い職員でプロジェクト会議を開催し、素案というものを今つくってもらっております。その中には、今、新谷議員が言われるようなものも入ったものにはなっているようにあります。しかしながらまだまだ素案でもありますし先ほど言いましたように、実際にそれが運営可能かどうか、そして財源的にどこが運営できるのかっていうようなことについて、現在、今推進本部会議のほうで、少し時間をいただきながら、検討しているところでございます。そういった中でもありますので、今、新谷議員が言われましたことにつきましても、その中で検討し進めていきたいというふうに思います。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番（新谷留晴君）

是非、前向きに検討していただきたいと思います。例を言えば遠賀町に、私が言ったような施設に改善しているところがあります。食事が出来、お風呂に入れ、談笑ができ、コーヒーショップもある、読書もできる。そういったところがあります。是非そこも参考にしていただいて、今後検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（的野信之君）

以上で、新谷留晴議員の質問を終了します。

次に、9番議員、許斐潤一郎議員の質問を許可します。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番（許斐潤一郎君）

通告に従いまして質問を致します。

前回手話言語条例、補聴器問題、コミュニケーションなど福祉関連の質問を行いました。少しでも取り組みが進んでいることを期待しています。現在、子ども子育て会議の委員をさせていただいておりますので、今回、子ども食堂、貧困、食育について何点

か質問をさせていただきます。

最近テレビ、新聞などで子ども食堂への取り組みが紹介され、子ども食堂は近年広がりを見せています。福岡県でも、第2期子ども貧困対策計画に全ての子ども達が夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すとあります。県に確認しましたところ、令和4年11月現在で、281か所が申請されているとのことでした。平成28年に遡りませんが、当時の町議会の一般質問で、子ども食堂や貧困家庭、食育等の質問がなされております。ちなみに、当時の国の貧困状態の子供は6人に1人、鞍手町では5人に1人とあります。近年、国の発表は7人に1人となり改善傾向にあるのではないかと感じておりますが、様々な取組が官民で行われている結果だと思われれます。あと、現在、町内では私の知る限りでは、NPO法人1か所と個人での支援2か所で子ども食堂の取組をされていると認識しております。NPOでは、今月3日に4回目の開催がありました。前回に引き続き私も参加させていただきました。子どもさん、親御さん、高齢者の方、地域の方、ボランティアなど、150名ほどのたくさんの方が来場され、子どもさんものびのびと過ごされ盛況のように感じました。また、個人でされている方は、毎月必ず1回実施されているようです。

つきましては、平成28年当時の議会の一般質問で当時町長も議員されているかと思っておりますが、町長や担当課長の見解や報告を確認させていただきました。当時の町長答弁ですが、すばらしい取組として必要性を感じている。本町でも、機能が高まってくれば、子どもの貧困対策の一環として助成や会場提供など行政として何らかの支援を考えているとの見解があります。今回、町長や担当課長も変わられておりますので、今後の町としての貧困家庭や子ども食堂などへの支援、取組、対応について、どこまで理解されておられるのか。町長の見解を示していただければと思います。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

子ども食堂とは、NPO法人や地域のボランティア団体などが、子どもたちに無料または少額で食事や豊かな団らんを提供する場所であり、福岡県内では先ほど議員が言われましたとおり、令和4年11月現在で281か所の子ども食堂があります。子ども食堂は、家庭や学校以外の新たな子どもの居場所として注目されており、食事だけでなく子ども達への基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や様々な体験活動に取り組むところや、子どもに限らず地域の方も含めて対象としているところもあります。当初は子どもの貧困対策として取り組まれてきましたが、地域のつながりの希薄化や少子化の進展などの地域コミュニティの変化、価値観の多様化等もあり、全ての子どもが安心して過ごせる居場所としての機能が求められてきていると認識をしております。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番（許斐潤一郎君）

岡崎町長がいわれましたけど、やはり先を見据えた中で、子ども関係はできてきますけども、やはり大切な人材、これからの人材だと思います。最近の子ども食堂をみてみますと、様々な多くの方が気軽に集うことができる、子どもの貧困に限らず高齢者支援や、地域コミュニティーの発展を考え取り組まれているようです。今回のNPO開催でも、来場された方へ、カレーや飲み物や、そういうものを無料で提供する取組が行われております。これは、基本的に寄附を主としての支援で行われています。なかなか十分ではなく、少なくとも事業者負担もまたは個人負担もあるようです。できることであれば、町として食品関係や農業関係、商店の方、個人の方から支援として、また食品ロスも視野に入れ町独自のフードバンク設立などの取組について、どのように考えておられるのか、具体的な考えがあれば伺いたいと思います。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

現在、鞍手町では、NPO法人が子どもさんから大人までを対象とし、食事の無料提供をはじめ、町民の居場所づくり、貧困対策、コミュニティーづくりを目的として子ども食堂を年数回実施しております。このことにつきましては、私自身も承知をしているところでございます。鞍手町としてはその取組に賛同し名義後援を実施しているところです。先ほどの質問の中に、町独自のフードバンクをというような質問もありましたが、これにつきましては、県が一般社団法人福岡県フードバンク協会っていうのを立ち上げておまして、企業等から食品提供の窓口となり各フードバンク団体へ食品を分配する等、フードバンク団体への支援を行っております。そういったことから、町独自のフードバンクが必要かどうかにつきましては、今のところ考えておりません。

（9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める）

○9番（許斐潤一郎君）

フードバンク団体のほうの設立はなかなか難しいと思います。でも、これがあれば、やはり個人NPOさんが、今後立ち上げられたとしても、やはりそこから支援をいただけるということで、あちらこちらに頭を下げて回らなくてもいいんじゃないかと思えます。このような取組は、まだ町内では認知度は低く、運営関係者の方もいろいろと模索しながら取り組まれています。例えばですけど、広報活動においてですが、毎回チラシを自費で制作されています。全戸配布または自治区への回覧としても費用がかかりますので、現在、後援が鞍手町や教育委員会であります。できれば町広報への掲載やポスターなどの作成をしていただき、スーパーや公的な場所へそういうポスターを掲載していただくことは出来ないのか。また役場や教育委員会後援では、言葉は悪いかもしれませんが、名義貸しにとどまり職員の方は参加されていないようです。今後、共催というこ

とで対応が出来ないか、あわせて共催となれば、補助金などの問題も出てくると思われますが、必要があれば前向きに考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

最後に名義後援だけではなく、補助などもってというようなこともありますが、この子ども食堂の成り立ちにつきましては、基本的にはNPO法人や団体等の自主的な活動が中心であるというのが始まりでもありますし、そういったある意味、欧米で言えば慈善活動というようなことではないかなというふうにも考えております。そういった中で自治体がどのように関与していくかっていうことになってくるんですが、先ほど言いました啓発活動または周知につきましては、子ども食堂、NPO法人や地域のボランティア団体などが実施される場合は情報発信と、またはポスターの作成は町は行いませんけれども、作成されたポスターについての掲載とか協力できるかなというふうにも思いますし、情報発信等につきましても協力できるというふうには考えております。ただ職員の参加につきましては、職員の自主的な活動の中で参加をされるということであれば、何ら問題はないと思います。しかしながら行政として職員に対して参加をしなさいというようなことはとても言えることでもありませんし、そうした命令指示等は行政としてはできることではありません。そうした中で、職員が今度いついつどこで子ども食堂が開催されるということを知った上で先ほども言いましたように、自主的に参加をし、お手伝いをするに対して、それは何らやぶさかではありませんので、それはいいんではないかなというふうには考えています。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番（許斐潤一郎君）

職員の方の参加どうもやはり個人の自由にまかせるということで、でも、やはり百聞は一見に如かずという言葉もありますので、やはり皆さん、いろんな取組があっているようであれば、積極的に現地にいって、やはりみってみるといってそういう意識改革のところがあってもいいのではないかと思います。そこで、食堂開催に当たって、会場周辺の方が多く来場されていましたが、やはり様々な状況で、来たくても来れない方もあると思います。今後、将来に向け、子ども食堂への関心が高まって取り組めるようになり、その際、共催でのセミナーの開催、講演会、出前講座など、教育委員会、社会福祉協議会、町民団体などと開催出来ないのか。啓発活動について再度検討をしてもらいたいと思います。いかがですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

行政が子ども食堂について、その開催に対するセミナーといいますか、中身について

のセミナーといたしますか。そういったものが可能かどうかというのは、今のところ私自身は承知をしておりません。先ほども言いましたように、子ども食堂を実施している団体またはNPO法人がそういったセミナーを開催するというようなことであれば、それは先ほども言いましたように、名義後援もしますし、そしてまたその周知についても情報発信をすることはできるというふうには思っています。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

なかなか難しいかなと思いますけれども、やはり担当、職員さんの方といろいろと話しをしますと、是非いろんなところに出向いて行って地域に根づいていくようにやっていきたいといった考えは持っているわけです。その辺はいろいろと、私も話をさせていただきながら考えていかなきゃいけないかなと思います。今回いろいろと意見や考えをいただきましたが、様々な意味を持つ子ども食堂の意義、必要性などをもっと理解してもらうために積極的に取り組んでもらえることを切望して次の質問へ移ります。

次にお聞きしたいのが食育ですが、平成17年度食育基本法制定後、食育という言葉が生活に浸透してきています。なぜ、19日が食育かというところ、ここにおられる方はご存知と思いますが、私は認識が無く確認しましたところ、食のはじめということで「1」、「く」は「9」ということで決められているそうです。少し余談になりましたが、食育は子どもにとって心身の成長、人格形成、健康で健全な人間形成を育てる基とあります。成長期における食が子どもにとっていかに大事であるか誰しも理解できていることと思います。1日3食を基本と考えると朝食は1日のスタートとして大事なことだと思います。

ここでお聞きしたいのは、現在、何らかの理由で朝食をとってこない子どもさんは、小中学校でどの程度おられるのか、また食事をとってこない理由は何なのか把握は出来ていますか。同時に、このような子どもさんや、親御さんへの学校として取組や指導はあるのか、教えていただきたいと思っております。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

朝食を毎日食べているかというふうな人数の件ですが、全国学力学習状況調査、毎年しておりますので、鞍手町の小学校6年生の割合は、朝食を食べているというのは、79.8%、2割ぐらいの児童が朝食をとってないということになります。中学校3年生につきましては、71.2%の子どもが朝食を食べているということで3割ぐらいの生徒が朝食をとってないということになります。理由につきましては家庭それぞれあると思いますので、述べることも出来ませんが、挨拶、朝読、朝ご飯といったPTAの取組等もあっていますし、全国学力状況調査から朝食を食べている子どもは、学力が高いという

ふうな結果等々も出来ておりますので、PTAと協力していきながら、朝ご飯を食べるというふうな取組は学校でもしております。また、給食センターだよりとか、食育だより等でも朝食の大切さというふうなことは、児童生徒、保護者のほうには、啓発をしております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番 (許斐潤一郎君)

今、教育長のほうから現在の状態などの説明がありまして、完全ではやはりないということで、小学生では2割、中学生では3割ということで、なかなか難しいということでありまして、先日教師を退職された方と話す機会がありまして、やはりきまって朝食がとれないで登校される生徒さんがおられたそうで、個人的におにぎりなどをつくり、授業前に食べてもらっていたこともあったそうです。現在はどうか分かりませんが、朝食を摂ってこないと空腹で授業に集中できない、体育で思うように動けない、イライラする、落ち着きがないなどの弊害が出てくると考えられます。そのような子どもさんへ授業が始まる前に事前に口にする物の提供などの取組はあるのかお聞きしたいと思います。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

朝食を摂った摂っていないというふうなことではなく、毎日朝、健康観察というのをやっております。健康観察で体の具合とかいうのを調べて担任等が対応しております。また生活環境につきましては毎月1回、学校訪問というのを福祉と一緒にスクールソーシャルワーカー、教育委員会、そういったものと各学校の生徒指導の担当と話していきながら、生活が厳しいというふうな家庭等の把握、または援助等には進めているところでございます。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番 (許斐潤一郎君)

話しは少し飛躍しますが、冬のオリンピックのカーリングは皆さんご存知と思いますが、もぐもぐタイムが有ります。将棋の藤井棋士もおやつタイムがあるように、競技はかなり集中力と体力がいるそうです。そこで考えたのですが、たとえば2時間目終了時に糖分補給として、キャラメル1、2個摂る等のことが出来ないか。因みにキャラメルは噛むことでリラックスやストレス解消、緊張を和らげる、良質なたんぱく質、脂質、糖分が含まれ栄養効果もあり疲労回復にも良いとあります。

前回、手話学習の件をお聞きした際に学校での取り組みは学校長の裁量にあると言われていました。ご存知とは思いますが公立の小中学校でユニークな独自の取り組みをされている夢見る校長の記事を見ました。そこで規則や慣習にとらわれず斬新な取り組み

などが出来ないのか、少し飛躍しすぎかもしれませんが、良い結果が出ると鞍手町の学校はユニークなことを行っていると話題になり転入生も増えるのではないのでしょうか。何事も取り組む姿勢が大事だと思いますがいかがですか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長（外園哲也君）

今のところ、議員が言われたようなもぐもぐタイム的なキャラメルを食べるとかそういうふうなことは、現段階では考えておりません。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番（許斐潤一郎君）

先ほどのキャラメルの件ですが、接待やお礼は当然戴いておりませんので念のために。次に給食における地元農産物食材ですが、最近の町内における地産地消はどの程度行われているのか。積極的に利用することで生産者の廃棄ロス軽減や活性化にもつながると思いますがいかがでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(健康子ども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

○健康子ども課長（沼野葉子君）

お答えいたします。

町内の認定こども園、保育所では、イチゴやブドウ等の果物及びお米と鞍手町内産の食品を一部利用しております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番（許斐潤一郎君）

町内の食材は使われているということで、今後も地産地消していただければいいと思います。

次の質問になりますが、学校給食法第3条に学校給食を活用した食に関する指導として第10条に栄養教諭に関して記載項目がありますが、現在町においての対応はどのようになっているのか。給食などにおける栄養面では管理栄養士の関与があると思います。専属の食育担当教諭がおられるのかお聞きしたい。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長（外園哲也君）

栄養教諭の活動状況につきましては、学校給食における栄養管理や衛生管理、物資管理等の学校給食の管理は栄養教諭の主要な職務の一つになります。また、児童生徒への担任などが計画する年間指導計画のもとに、学校給食の時間や教科、学級活動、総合的

な学習の時間などにおいて食に関する指導しております。さらに、食に関する指導を効果的に進めるため、給食センターだより、食育だより、献立表、今日のメニュー紹介を活用して、保護者への啓発や学校内外を通じて教職員は関係機関などとの連携を密接に図るためのコーディネーターとしての役割を果たしております。また学校におきましては食育というところの校務分掌がございまして、そこで組織的に取り組んでおります。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

食育担当の職員は食育に精通しているのですか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

校務分掌における、担当の職員は、食育に精通しているということではございません。学校にいる職員の中でやっていくというふうなことになっております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

最後になりますけど、お聞きしたいのは、平成7年より令和6年度鞍手町総合計画ですが第3次後期基本計画の中で、第2章にひとに輝きで基本施策13に生涯にわたって健全な心身を培う食育を推進とあります。事業内容として、食育推進、特産品の活用、給食への導入、料理コンクール、朝食習慣のある生徒数の割合、6次産業商品開発等の6項目が事務事業としてあげられていますが、現時点での状況と残り1年の取組についてお聞きしたい。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

本町の食育推進計画は、令和2年5月に策定をされました。第5次鞍手町総合計画後期基本計画の中に位置づけております。取組といたしまして、食生活改善による健康づくりの推進として、鞍手町食生活改善推進委員会の元気が出る献立の、町広報紙への掲載、健康こども課が主催しています、子供クッキング、わくわくクッキング、男性の料理教室、地域包括支援センターが主催しています高齢者触れ合い教室の各種事業を行っており、今後も行っていきたいと考えております。また、学校における食育の推進として、学校における食育の推進と地産地消として、地域の農家の方の協力で各小学校におきまして、モチ米や大豆の作付けから収穫までの体験学習を行い、とれたモチ米での餅つき、大豆では枝豆の収穫販売キノコづくりなどの取組が行われており、これらも地域の協力を得ながら続けていきたいと考えております。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番（許斐潤一郎君）

今回、子ども食堂や学校での食育全般などお聞きしましたが、今後も様々な状況に置かれた人への支援は1人でもあれば手を差し伸べる、新たな事業を始めるときは、いろいろな偏見や壁を作る方もおられるかもしれないが、昨今、地域のつながりなどが途切れて来ているなか、少しでも活気が見いだせる地域の起爆剤となるよう子ども食堂の名のもとに様々な取り組みをしっかりと考え、行政、町民一丸で取り組めることが大事だと思います。また、食育も将来の鞍手町を担う大事な子どもさんであり、しっかりと取り組んでもらいたいです。以上で全ての質問を終わります。

○議長（的野信之君）

以上で、この許斐潤一郎議員の質問を終了します。

次に、2番議員、田中二三輝議員の質問を許可します。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

今年最後の一般質問でございます。

時間もなくなっておりますけども、元気を出してくれというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

今回は、手話言語条例が制定をされているという、それが全国に広がっているというふうに感じております。福岡県内をみて見ますと、その制定率はかなり高い率を示しておるといふふうに報道等と言われております。しかしながら各自治体において、目的達成に向けた具体的な施策等が出ていないというふうにも報道でありました。本町でも、昨年12月定例会で可決され、令和5年4月1日から施行された鞍手町手話言語条例の啓発に関する現状、それから施策等について確認をいたしたく、今回、通告に従って一般質問を行います。

まず、この条例の前文では、手話を独自の文法を持つ一つの言語、さらには障害者基本法で手話が言語に含まれているということが明記されております。さらに手話を必要とするものの意思疎通を行う権利を守り、その意思が尊重され安心して生活することができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定するとありまして、条文は目的、基本理念と各条文が進んでいくわけでございます。昨年12月の令和4年、第7回鞍手町議会定例会において、議案第60号として上程され、本年9月に行われた令和5年第5回鞍手町議会定例会で一般質問の折に、質問議員から、新たな事業や施策は行わず、例年のとおり、事業を進める旨の答弁があったというふうに記憶しておりますが、まずこの部分に関して、私の記憶及び理解で間違いはないか、確認をしたいと思ひます。

○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○。

— ○○ ○○○○○○ —
~~~~~○~~~~~  
— ○○ ○○○○○○ —

○○○○○○○○○。  
○○○ ○○○○○、○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。  
○○○ ○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

※後日、「発言取消申出書」提出のため

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

9月定例会の中で私の答弁といたしまして、本町においては手話言語条例の中で、町の責務として手話を必要としている方の意思疎通を行う権利を尊重し、手話に対する利益の促進、手話の普及、手話をシェアしやすい環境の整備を行い、自立した日常生活及び地域における社会へ参加を保障するため必要な施策を講じるものとする規定されています。本町ではこの条例施行以前よりコミュニケーション支援事業として、手話通訳者設置事業及び手話通訳者派遣事業を行っています。そのほか、手話奉仕員養成、研修事業として、手話奉仕員養成講座、講座、入門編、基礎編を行っています。また宮若市、小竹町、鞍手町の一市二町においてパンフレットを作成し、住民関係各所に配布をし、手話が言語であるとの認識を深めるための啓発を行う予定としておりますという答弁をしているかと思います。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番 (田中二三輝君)

それをね、現状維持だというふうに思うんですね。改めてこの手話言語条例が出て、おっしゃるように、第3条第2項、町の責務としてはその部分、それからその下段のほうに施策の推進として、第6条第1項第1号というのが項目として挙げてあります。今までであったような状態で、手話をそのまま推進本当にできるんだろうかという危惧があり

ますし不安を持っています。本当に今までの施策だけで、手話がここで目指す共生社会が本当に実現できるのか。そういう非常に強い不安を覚えます。町長のほうが自信を持ってこの条例を上程されたというふうに思いますので、私の不安を払拭するような、そういった明快でより分かりやすい、そして具体的な政策等どうやったら本当に、町のそういった手話を必要とする方と共生社会が実現できるのか。そういった内容のお答えをいただきたいと思いますがいかがですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

現状といたしましては、手話通訳者設置事業は、先ほども答弁しましたが、町内に住所を有する方の平日の日中の通院及び来庁される方等の要請に基づく、手話通訳と平日時間外や休日の手話通訳者の派遣に関する調整を行い、また手話通訳の必要がない場合は、自ら聴覚障害者に対して社会参加に必要な情報の提供を行っております。手話通訳者派遣事業を先ほども申しましたが、平日時間外や休日の通院等に対して手話が必要な方からの要請に対して登録されています手話通訳者等を派遣し通訳を行っています。なお、手話通訳を利用した場合の費用は無料となっております。そしてまた鞍手町では先ほども言いましたように、手話奉仕員養成講座を行っています。これにつきましては令和3年度に奉仕員講座入門編に4名修了し、令和4年度に基礎編を4名修了しております。また講座の実施につきましては、宮若市、小竹町及び鞍手町の一市二町が連携をとって、入門編、基礎編を隔年で行って行いましたが、令和3年度の入門編の実施につきましては、宮若市、小竹町が新型コロナウイルス感染症拡大により講座が中止をされ、令和4年度に繰越しました。このことにより講座の実施にずれが生じたため、今年度につきましては事業の実施を見合せて、令和6年度より、宮若市、小竹町、鞍手町と事業を再開していきたいと考えております。いずれにしても共生社会の実現を目指すということで、この理念条例の中ではこういう目指しているわけで、これは1にも2にも住民の皆さんが、この手話を言語として認識し、それぞれが手話を言語として使えるようにしていこうと動機づけが必要になるというふうにも思っております。それを行政がいかに手伝い、住民の方たちに手話を言語として認識をしてもらい、手話を普通のようにして、言葉として使えるようになっていただくように、これからも取り組んでいくということだと思います。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

#### ○2番（田中二三輝君）

第3条、第4条のほうにも少し引かかるんですがね、昨年12月定例会でこの議案が提案されたときに、議案質疑で私が繰り返しますので、内容繰り返します。要約いたしますと、第1条に手話を必要とするものが、安心して生活することができる共生社会

の実現に寄与するとなっているけれども、第4条町民の役割として暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めることと、手話を必要とする人と、ここですよ。手話でコミュニケーションをすることによりと表現されているが、町民に対してどのように手話を普及させ推進していこうという考えでいるのか。そういう内容の議案質疑をいたしました。町長このときの答弁を覚えていらっしゃいますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

今回の条例によって手話を言語と位置づけ、ろう者等の社会進出を手助けすることへの町の姿勢を示すものというふうな認識をしておりますが、そのご理解でよろしいでしょうかとの質問に対しまして、福祉人権課長が手話につきましては2006年、平成18年12月、国連総会本会議で採択された障害者の権利に関する条約、その中で既に言語であるというふうに明記されております。本条例を制定することによりまして、ろう者等の意思疎通の手段の確保等に関する施策を推進し、手話を使って共生する地域社会の実現を目指していきたいというふうに考えておりますと、当時の福祉人権課長が答弁をしております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

私は町長ご自身が、私が今言った第4条をどのように推進するのかという質疑に対する答弁を覚えていらっしゃいますかとお聞きしているんですけど、いかがですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

条例が制定する前から六岳という手話をされる方たちが初級中級の形で手話の講習会を行っております。そういった講習会を通じて、一般の方たちに手話の普及を図っていききたいというふうに思っておりますと答弁をしております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

ですよ。今回、団体名、町長今読み上げられましたけども、そうなんです。任意団体の方に強く依頼しているというのか頼っているというのか、町としての姿勢というのがよく見えない。そのようなことで本当にさっき町長もおっしゃいましたが、手話が必要な方と手話で、本当に町民の方が会話できるようになるのだろうか。そこまで普及できるのだろうかという、非常に強い懸念を覚えているんですけど。先ほどの答弁で、初級が4人だとか何だとか、人数が出ましたけど、町長その条例施行してからもう8か月たって、条例が議会に提案されて12か月、1年たっています。この間、町長どの程度普及したというふうに感じていらっしゃいます。ほとんど普及してないんじゃない

いかなっていうふうにしかならないんですけど町長いかがですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

手話につきましては、やはり言語条例が制定をされましたけども、なかなか技術的に取得するというのも難しいですし、取得する機会も限られております。そうした中である意味、10か月間の中で、どれぐらい普及をしたかということにつきましては、私としてはなかなか判断については難しいというふうに思います。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

ですよ。町長ね。そのとおりだと思いますよ。

町長ご自身、私は残念ながら手話っていうのは、まだ会得もしてないし、どういったもので多少何かこうテレビ等で少しは出ているんですけど、なかなか会得出来ません。町長ご自身はどの程度できるんですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

挨拶程度は出来ます。

これ、おはようございます。これ、こんにちは。これがこんばんわです。分かりました。ぐらいは分かります。(町長自ら手話を見せながらの会話) こうすると肩が痛い。その程度は私は手話としては分かっております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

さすが、条例を制定、提案されただけあって、しかしそれじゃ日常会話にはつながらないというふうに考えますけども、第3条、第4条の達成っていうのはね、これ非常に大きな課題があるというふうに考えています。この課題を達成することが、非常に困難じゃないかなって思うんですけど、具体的な施策も簡単にはつくり出せないというふうに考えています。しかしながら、この条例として出た以上、何らかの努力はしなきゃいけないというふうにも考えます。ただ第3条、第4条、この条例という一つの大きなくくりから見た場合に、条例っていうのは何かといったところに目を向けると、普通公共団体がその区域内で適用される自治立法のことであり、国の法律に違反しない範囲内で地方自治法に基づき、地方議会により制定されというふうに定義があって、条例には、法令によって制定されるものと任意に制定するものという二つのものがあるというふうになっております。そこで、この鞍手町手話言語条例を分類するに当たっては、これは任意に制定された条例であって、なおかつ理念条例である。ある目的を達成するために、基本理念に従って、条例を制定してより広く普及させる目的を達成していこうよと



いった位置づけの条例に該当するというふうに判断していますが、まず、この鞍手町手話言語条例が理念条例であり、努力目標だという認識のもとで理解していいか、町長いかがですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

田中議員おっしゃるとおり、本条例につきましては、手話独自の文法を持つ一つの言語であるという認識のもと、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定めた理念条例と認識しております。また位置づけとしましては手話に対する、理解の促進、手話の普及についての基本方針を定めてあるものと理解をしております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

#### ○2番（田中二三輝君）

同じ認識であるというふうに理解をしております。

ただね、これが理念条例であったとしても、町がもしくは執行部が何もしないっていうことは絶対に出来ないというふうにも思うし、任意団体のほうに普及をおまかせするといったことについては、かなりその責任の押しつけというふうな感覚があります。そしてこの手話、先ほど町長もおっしゃいましたけども、手話というのは非常に難しいというふうに考えた場合に、手話を会得されている方に聞きました。自分の身の回りに、急な出張とかで、手話が必要になった方がおられる、おられないっていう方で、期間にはかなり大きな差が出るというふうには聞いておりますけども、通常の日常会話、これを会得するだけでも2、3年はかかりますよと。一生懸命やって2、3年かかる。そういった、この言語のツールだというふうに考えた場合に、この手話をどうしたら本当に、広がるんだろうかといったことを考えた場合にまず、この手話というものが目にしないとよく分からん。先ほど町長がいろいろやっていただきました。こうしたら肩が痛いとか。こういったこんばんはとか、いろいろやっていただきました。今は覚えています。これがしばらく時間たったら覚えているかどうかという自信はありませんけども、そういった目にしないと、なかなか会得っていうのは難しいと思う。そして町民に広く拡げるのも相当難しいと思います。ただそのツールとして町報誌のページを少し割いてね。少しスペースを割いて、そこに手話コーナーとして、写真や、何らかの情報を載せる。そして、ホームページ等に、手話をやっているところを動画でアップする。幸いにして、職員の方に手話を会得されている方がいるというふうに聞いておりますので、その方にご協力いただいて、そういうふうな情報発信、まず最初にこれから、町民に対する情報提供という一つの手段として、これを考えたらいんじゃないかな、より広く拡がっていくんじゃないかなというふうに考えますが、町長私の提案いかがですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

### ○町長（岡崎邦博君）

今、町の広報紙やホームページを使って動画で配信したらどうかというようなご提案であります。手話に対する理解の促進及び手話の普及促進に向けての啓発活動として、今、田中議員が言われましたような広報誌の一部を割いて、手話を載せるとか、または、動画をホームページに載せるとかというような方法での情報発信については、私自身も有効ではないかなというふうには考えております。そしてまた、先ほども何度も言われますように手話を言語として取得するには、かなりの日数、または経験を要するということが事実であろうというふうにも思います。これを一般の方たち全てに取得してもらう、そしてまた言語として、会話なりコミュニケーションなり、コミュニティーの醸成に使えるようになるというのには、かなりの時間を要するというふうにも考えております。そういったことから先ほど言いましたように、手話の設置事業であったり、手話通訳者の設置事業であったり、手話が必要とされる方についての派遣事業であったり、そういった事業を進めながら、町民の方たちに1人でも多くの方に手話を言語として使えるようにしていきたいと。それについては、いろいろな講座等も必要になると思いますし、今までも六岳の方にご尽力いただいておりますし、町の職員に、その講座を開いていただけるかどうかというのはちょっといろいろと制約があるかとも思います。これについてはなかなか今すぐに答弁できることではありませんけれども、より多くの方に手話を言語として使えるようには、今後とも取り組んでいく必要があるかなというふうには考えております。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

### ○2番（田中二三輝君）

手話を広く普及させていこうという努力をされていらっしゃる任意団体の方に対しては、非常に敬意を表したいというふうにも思いますし、もうその方々だけの心に頼るのではなくて、町としても、やはり、今、ご提案させていただいたことを町長が積極的に受入れていただければそんな答弁でございましたので、安心をしながらこの手話言語条例が持つ目的、そして基本理念等を達成するために、今後本町が行う施策、これは町長できるだけね分かりやすく、そして非常に理解しやすくするためにはハードルは低くしたほうがいいと思いますよ。高い理想を持った施策よりもまずハードルを低くして、一步一步進んでいくんだ。そして広く広げていくんだといったような感覚のもとで、今後この手話に対しての協議を少しでも多くの町民が持っていただけるように、進めていただきたいと思いますし、先ほどより手話を必要とする方との共生社会の実現といったものが1日も早く本町に到来することを期待して、私の一般質問を終わります。

### ○議長（的野信之君）

以上で、田中二三輝議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。  
この際、休会についてお諮りします。  
明日 12 日を休会にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。  
よって明日 12 日を休会とすることに決定しました。  
以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。

~~~~~○~~~~~

— 閉会 16時27分 —

| 令和5年度鞍手町議会第6回定例会会議録（第3号） | | | | | | |
|--------------------------|--------------------|-------|----------|----------|-------|----------|
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会
日時及び宣告 | 開 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和5年12月13日 午後1時00分 | | | 的野信之 | | |
| | 閉 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和5年12月13日 午後2時23分 | | | 的野信之 | | |
| 出席及び
欠席議員 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 |
| | 1 | 許斐英幸 | 出 | 11 | 栗田美和 | 出 |
| | 2 | 田中二三輝 | 出 | 12 | 西藤典子 | 出 |
| | 3 | 星正彦 | 出 | 13 | 篠原哲哉 | 出 |
| | 4 | 宇田川亮 | 出 | | | |
| | 出席 13人 | 5 | 野口美恵子 | 出 | | |
| | 欠席 0人 | 6 | 新谷留晴 | 出 | | |
| | 欠員 0人 | 7 | 的野信之 | 出 | | |
| | | 8 | 石井大輔 | 出 | | |
| | | 9 | 許斐潤一郎 | 出 | | |
| | 10 | 有働徳仁 | 出 | | | |
| 会議録署名議員 | 8 | 石井大輔 | | 9 | 許斐潤一郎 | |

| | | | | | | |
|---------------------------------------|-------------|-------|---|--------------------------|------|---|
| 職務出席 | 議会事務局
局長 | 広瀬真一 | 出 | 議会事務局
局次長 | 加藤優 | 出 |
| 地方自治
第121条
により説明
出席者の
職氏名 | 町長 | 岡崎邦博 | 出 | 副町長 | 浅野彩 | 出 |
| | 教育長 | 外園哲也 | 出 | 会計課長 | 武谷朋視 | 出 |
| | 総務課長 | 高橋奈美江 | 出 | 都市整備
課長 | 西生卓矢 | 出 |
| | 福祉人権
課長 | 田鶴原竜二 | 出 | まちづくり
課長 | 柴田隆臣 | 出 |
| | 税務保険
課長 | 石田克 | 出 | 産業振興課長
兼農業委員
会事務局長 | 梶栗恭輔 | 出 |
| | 管財課長 | 石田正樹 | 出 | 上下水道
課長 | 神谷徹 | 出 |
| | 健康こども
課長 | 沼野葉子 | 出 | 教育課長 | 森永健一 | 出 |
| | 住民環境
課長 | 大村俊夫 | 出 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 付議事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議経過 | 別紙のとおり | | | | | |

令和5年 第6回 鞍手町議会定例会議事日程

12月13日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第66号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第68号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第69号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第70号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第71号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第72号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第73号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第74号 令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の
課税免除
- 日程第11 議案第76号 博物館別館建設事業（仮称）博物館別館石炭資料展示室展示工事請負
契約の締結
- 日程第12 議案第77号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定
- 日程第13 議案第78号 民事調停の申し立て
- 日程第14 議案第79号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）

令和5年12月13日 12月定例会議案質疑。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

| | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 1番 許 斐 英 幸 | 2番 田 中 二 三 輝 | 3番 星 正 彦 |
| 4番 宇 田 川 亮 | 5番 野 口 美 恵 子 | 6番 新 谷 留 晴 |
| 7番 的 野 信 之 | 8番 石 井 大 輔 | 9番 許 斐 潤 一 郎 |
| 10番 有 働 徳 仁 | 11番 栗 田 美 和 | 12番 西 藤 典 子 |
| 13番 篠 原 哲 哉 | | |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、町長より提出されております議案第68号の訂正を、お手元のタブレット端末機に送信していますのでご確認ください。

次に、町長から12月11日の2番 田中二三輝議員の一般質問における発言について、会議規則第63条の規定に基づき、タブレット端末機に送信しています発言取消申出書に記載しました部分を取消したいと申出がっております。

町長の発言を許可します。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

発言のお許しをいただきましてありがとうございます。

12月11日、一般質問の際に、田中二三輝議員の質問を誤って聞き取り、答弁を行っ

たことにつきまして、お詫び申し上げますと共に、私の発言の当該部分につきまして、発言取消申出に対する許可をお願いするところでございます。

**○議長（的野信之君）**

ここでお諮りします。

これを許可することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、町長からの発言取消申出を許可することに決定いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第66号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第66号は総務文教委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第66号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

**○4番（宇田川亮君）**

毎年聞いていますけれども、今回、人事院勧告に伴う給与の見直しということで、職員の給与体系はどういうふうに変ったのか。平均値なり、教えていただきたいと思えます。

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

**○総務課長（高橋奈美江君）**

お答えいたします。

本議案につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、令和5年8月7日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

具体的には民間給与との格差を解消するため、初任給の引上げ、月例給においては、若年層に重点を置き、令和5年4月分から遡及して引き上げる改正となっております。

以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

**○4番 (宇田川亮君)**

給与体系自体がどのくらい、例えば若い人たちはこれだけ上がってとか、平均で30何歳はどうかのこうのとかいうことについて、毎年聞いてますんで教えて下さい。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

**○総務課長 (高橋奈美江君)**

お答えいたします。

まず、初任給につきましては、高校卒で1万2000円程度引上げとなっております。それから、今おっしゃいました職級に応じたところの支給率のアップの状況なんですけれども、それぞれの職務の、旧号級に応じまして異なるために、例としまして、一般高卒のもので、給料の月額が1万2000円の増額となっているというふうなところです。あわせてまして短大卒、大卒につきましても、1万2000円の増額となっております。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

**○4番 (宇田川亮君)**

分かりました。

それで、毎年ラスパイレスがどうなっているかっていうのも聞いていますので、それについても教えてください。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

**○総務課長 (高橋奈美江君)**

お答えいたします。

現時点でラスパイレスにつきましては、まだ公表となっておりますので、この場では控えさせていただきたいと思っております。以上です。

**○議長 (的野信之君)**

ほかにありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

**○12番 (西藤典子君)**

会計年度任用職員についても全く同じ適用になっておりますのでしょうか、お尋ねいたします。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

**○総務課長 (高橋奈美江君)**

お答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、翌年度から反映することとしております。以上で



す。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

ということは、遡らないということですね。会計年度任用職員については。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

今回につきましては遡及しないということで、職員組合とも調整を行っております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第68号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

これ議会開会の日に、議案の訂正ということで受け取りましたけども、この訂正に至った要因を教えてください。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。

今回の手数料条例の改正につきましては、提案理由にもありますように、戸籍法の改正に伴い、業務が追加されることによって、新しい手数料を定めるものになるんですが、この手数料を定めるに当たりましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令を参考に手数料を定めました。その際に、当初、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の中に無かった文言が追加されましたので、その分を修正し追加させていただきました。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

文言が追加されたっていうふうに言われましたけど、ということは本町のほうの、言葉悪いけどミスではなくて、国なり県なりのそういった参考文章の変更に伴う今回の議案訂正という理解でいいんですか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき行っているものですが、本来であれば、きちんとこちらで精査した中で、気づくことも出来たかと思いますが、今回は、政令を参考としたために、その分が漏れておりました。以上です。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。

今回、本日修正を上げさせていただいた部分につきましては、改正条文の部分が、金曜日 12 月 8 日に、改正条文の情報が参りましたので、その分に合わせて、改正の訂正をさせていただきました。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

(4 番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4 番（宇田川亮君）

手数料自体について、どこがどういうふうに変更になったのかというのを教えてください。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。

これまで行政で行ってまいりました業務につきまして手数料は変わっておりません。新たに本籍地以外での戸籍の謄抄本の交付が加わり、それは 450 円。あと戸籍電子証明書提供識別符号の発行という業務が加わり、それは 400 円。除籍の電子証明書提供識別符号の発行は 700 円というふうに新しく追加をさせていただいております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 68 号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 69 号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 4 議案第 69 号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 69 号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 69 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 5 議案第 70 号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 70 号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 70 号は民生産業委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第 6 議案第 71 号 令和 5 年度鞍手町一般会計補正予算第 5 号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の 18 ページをお開きください。

1 款議会費及び 2 款総務費について、18 ページから 27 ページまで質疑ありませんか。

(2 番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

## ○ 2 番 (田中二三輝君)

21 ページ下段、ふるさと納税ワンストップ電子申請システム使用料が消耗品費と入れ替わっているというふうに思えるのだけれども、この変更をされている理由を教えてください。

ください。

(産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める)

○産業振興課長(梶栗恭輔君)

お答えいたします。

この分につきましては、当初予算の見込みより受領書等をワンストップ特例の申請書の紙ベースでの印刷が多くなりまして、トナー、あるいは封筒等の数が足りなくなりましたので、その分を電子でのワンストップ特例の申請が見込みより逆に少なかったため、使用料が当初予算よりも、少なく済みそうというところで、予算の組替えを行っているものでございます。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

22、23 ページの工事請負費。これ提案説明にもありましたけれども、建設資材の納期遅れ等の要因により、出来高見込額が減少したということなんです。継続費にはなっていますけども、これによって工期については全然何ら影響はないのかどうかというのを教えてください。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

お答えいたします。

この工事費、継続費の減額につきましては提案説明にも申しましたように、原材料の品を高騰などの社会情勢の影響により、建築資材の納期遅れが発生したことが原因であります。特に空調設備、それから太陽光設備の納期が長くなっておりますので、その分、令和5年度の当初で見込んでおりました出来高が減少することに伴い、減額補正を行っているものでございます。ご質問の工期につきましては、この要因による直接的な影響はございません。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

基幹システムのシステム改修費があがっていますが、それどのような改修内容になりますか。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。

今回のシステム改修等業務委託料につきましては、戸籍法の改正に伴いまして、氏名のふりがな対応等のシステム改修、それから固定資産税、相続税の電子化対応のための改修等がございます。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。次に進みます。

3款民生費及び4款衛生費について、26ページから39ページまで質疑ありませんか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

28、29ページです。

介護予防費のところ、これについては介護予防の事業を行った場合に、広域連合からも財政負担があるというものだというふうに思いますけれども、先日、広域連合の研修会等がありまして、私も質問をさしてもらったんですけれども、例えば自治会等でいろんなサークル活動、サロン活動とか何かそういうものも例として挙げられているんですよ。で、今回の介護予防の事業自体、これ返還金にはなっていますけれども、そういったものも挙げられるというのであればね、広域連合とも相談して、いろいろ介護予防事業をすればするほど広域連合も喜ぶわけですよ。ですから、自治会等で独自にやってみるサロン活動だとか、何かいろんな事業事も含めてね。そういった介護予防につながるようであれば、広域連合にも問合せをしてね。この返還金ということは、それだけやられてないということなんでしょうけれども、介護予防に関わる事業をもっと増やしていくという考えはないのかどうか。すいませんちょっとこれ関連にもなってしまいますけれども、お答えできればお願いしたいと思います。

（福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める）

○福祉人権課長（田鶴原竜二君）

お答えします。

今回の返還金の中の一部の中に、宇田川議員が申し上げられました、地域に訪問して行っている事業もでございます。令和4年度のこの事業につきましては、新型コロナウイルスの感染症により、35回の延べ350人程度の地域に出向いての健康教室、栄養改善教室を予定しておりましたが、新型コロナ感染症の拡大により、実質8回、延べ人数118人の参加となって事業費の返還金が発生いたしました。返還金の主なものになりましたらふれあい教室のほうがなります。以上です。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

コロナの影響によって、そういった人が集まるような場所が提供出来なかったと、事業自体が行われなかったということですが、そこについては分かりましたけど、先ほど私が言った、いろんな本当お茶飲み会とかいうのも含めてね。ほかの例として挙げられているわけですよ。ですから、そういうのも全部掘り起こして、介護予防に繋がられないかどうか。事業費として繋がられないかどうかっていうのもね、是非、掘り起こしていただきたいと、広域連合とも問合せさせていただきたいというふうに思いますが、その点についてもう一度お答えください。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

お答えします。

現在、自治区の対象にしての地域掘り起こしを行っている段階でございます。今後も議員さんの言われるとおり、小さい団体に向けても、地域の介護予防事業についての掘り起こしを行っていきたいと思います。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

ありがとうございます。

次に、30、31ページの、児童福祉総務費、国県返還金というのが出ていますけれどもこの中身について教えてください。

(健康子ども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

○健康子ども課長 (沼野葉子君)

お答えいたします。

こちらは令和4年度の返還金となりましたが、地域子ども子育て支援事業として25事業をしております。例えていうと子どものための、教育、延長保育等の給付金や、病児病後児保育や一時預かり事業等の事業の全部の合計の全ての返還金となっております。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

全部の合計が返還というちょっとよく意味が、例えば予算組していて、そこまで使われなかったからその分は返還しますよってというのは分かるんですけど、今、ちょっともう一度、答えてもらえますか。

(健康子ども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

○健康子ども課長 (沼野葉子君)

お答えいたします。

全部の事業といいますか、地域子ども子育て支援事業というのは25事業ありまして、

子どものための教育保育給付交付金、子どもの子育てのための施設等利用給付交付金、病児病後児保育給付金、子育て支援事業、補助金等々ありましてそれが、事業ごとに基準額が定められておりまして、その分の事業が、一つ一つの事業の合計をまとめて返還という形になっております。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

委員会の中で詳しくお聞きしたいと思います。

次に衛生費の34、35ページ、災害罹災者見舞金の中身について教えてください。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

お答えします。

災害罹災者見舞金につきまして、今年度につきましては、10月末現在、4件の火災が発生したため、災害者見舞金としまして支給していた金額につきまして増加が予想されるため、補正いたしました。1件当たり5万円程度の支給になっております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

次に進みます。

6款農林水産業費から8款土木費について、38ページから47ページまで質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

土木費です。道路橋梁費、西原橋の補修工事JR受託料、1,800万程度減額となっておりますが、この継続費は、令和5年度までということになっています。で、57ページを見てみると100%という中での不要額と思いますが、その考えでいいですか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、今年度、西原橋が、令和3年度から工事を行いました最終年となっております。そのため工事も、現段階でもうほぼ完了していますことから、まだ最終的な事業費は確定してないんですが、今回、大枠の実施額というのがJR西日本のほうから提示されたことによって、不用額を今回補正にて、歳入歳出とも減額するものとしております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

答えの一部、もう一度お願いしたいんですけど。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

JR西日本のほうにこの工事自体委託しておりまして、最終的な工事費のほうが、今回で大枠の実施額が確定したことによって、不用額が出たために、今回減額するものとしております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

1,800万程度の減額という形になるんだらうなってますけども、予算を積算するとき、何らかの問題があって、1,800万程度の不用額が出たのか。工事の進捗状況等々で、これだけの経費が掛からなかったのか。これはどういうふうに判断したらいいのか。要するに積算上に問題がなかったのか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

当初は、物価高騰に対応した予算計上もありますし、工事自体の各種工種は、外部、JRのほうが外部発注いたします際の執行残を含めまして、今回の減額金額となっております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。次に進みます。

土木費まで。10款教育費から12款公債費について、46ページから53ページまで質疑ありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

48ページ、49ページのところにあるんですけども、小学校費の中の調査業務委託料とあります。調査業務の具体的内容をお尋ねいたします。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

お答えいたします。

今回の調査委託料ですが、統合小学校建設に当たり今後予定されている基本設計以降の発注に向けての建設地となった剣南小学校敷地の地質調査を行うものです。剣南小学校のグラウンド部分のほか、最大で合計6か所のボーリングを予定しております。以上です。

○議長(的野信之君)



ほかに質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。12ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。12ページから17ページについて質疑はありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

13ページのところに、先ほど説明があったことだと思いますけれども、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金それから都市構造再編集中支援事業費補助金とか、こんなのが全部減額になっているんですけど、それから、1番下のほう、道路メンテナンス事業費補助金とかも減額になっていますね。この具体的な内容をお尋ねいたします。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

お答えいたします。

まず二酸化炭素排出抑制への部分につきましては今回、庁舎で取り組んでおります、ZEB化に関する補助金でございます。これにつきましては、先ほど歳出側のほうで、継続費の減額補正の説明をさせていただきましたが、納期遅れが発生しております空調設備や太陽光発電設備につきましては、ZEB補助金の対象経費でもありますので、令和5年度の出来高減少に伴い、補助対象経費も減額となりますので、所要の調整を行ったものでございます。

その下の都市構造再編集中支援事業費補助金につきましても先ほどの令和5年度、出来高の減少に伴いまして、所要の調整を行ったものでございます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

そこの二つ下の段ですね。道路メンテナンス事業費補助金の減額、これは具体的にはどんなことなんでしょうか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。

先ほどお答えしました、西原橋の工事の減額に伴いまして、それに伴う歳入の国庫補助金の減額となっております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

1番最後のほうに書いてあることでもよろしいでしょうか。

54ページ、55ページなんですけれども、先ほど、会計年度任用職員の件で給与の件で聞きましたけれど、会計年度任用職員以外の職員の方につきましては、補正後がちょっと増額しておりますよね。それから一般の職員の方のものも増額しているんですけど、1番下の会計年度任用職員の場合は、補正前も補正後も同じ金額で、変化がないんですけどこの事情を説明ください。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。

先ほどもお答えしたと思うんですけれども、会計年度につきましては遡及を行わないため、今回は改定をしております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

54ページなんですけれども、特別職、町と議員というのがありますね。これ結局、鞍手町では一般職員と同じ扱いをずっとしてきたということなんですかね。特別職につきましても、一般と同じ取扱いなのかどうかちょっとお尋ねいたします。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。

特別職につきましては、職員を準用しておりますので、同じ支給率というふうな形です。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

その他補正予算全般について質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

7ページ8ページ、債務負担行為の補正に関してです。

まず2段目の直方鞍手工業用地造成事業負担金、これが上がっていますけれども、全体事業費45億円に対して、鞍手町の負担金は3.5億円というふうな説明を受けた記憶を持っていますが、この限度額との差はどういうことで、この差の額が出たんでしょう。

(産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める)

○産業振興課長(梶栗恭輔君)

お答えいたします。

田中議員おっしゃいますように先日の全員協議会の折には、現段階での造成事業費は、約 45 億円、このうち本町の負担金が 3 億 5,000 万円というふうに説明させていただきましたが、令和 6 年度、7 年度に造成工事を行う中で、資材等の高騰、あるいは工事の増工等も考えられることから、約 5,000 万円程度、率にしまして約 15%程度の増額を見込んで、今回債務負担行為の負担金の限度額を 4 億 17 万 4,000 円とさせていただいております。以上です。

(2 番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2 番 (田中二三輝君)

次に、この事業に対する町長の積極的なお気持ちを確認しておきたいんですが。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

この事業につきましては、以前からも何度もお話をさせていただいていますし、私の考えもお述べさせていただいておりますが、積極的にこの事業を進めたいというふうに考えております。

(2 番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2 番 (田中二三輝君)

全員協議会での説明の中で工事完了後の維持管理費っていうのが鞍手町の負担部分があるという説明を受けております。その予算っていうのは、今後発生する予算っていうのは、どのような予算手だてというか、どうゆうふうなのを想定されているのか教えてください。

(産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める)

○産業振興課長 (梶栗恭輔君)

現在、直方市と協議中の部分もございしますが、毎年費用が発生するのが、主に法面等の除草費用ではないかというふうに話しております。実際、直方市さんのほうが、除草費用がどのくらいかかるのかということで試算をさせていただいております。その結果、法高から約 2 メーターの幅員で、周囲を除草した場合に、本町の 1 回当たりの負担額が約 75 万円程度というふうな試算を今されております。

そのほかには、管理道路だとか調整池、それから広場、それから消防水利施設そういったものも、直方市さんと本町で管理していくというふうなことになります。その分の管理費についてはまだ試算等は行っておりませんので、それが毎年そういった部分が、管理する上での費用が発生するかどうか、ちょっと分かりませんので、試算は出来ておりませんが、一応除草については、毎年最低 1 回は必要ではないかというふうな協議はしております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

今、工事費それから毎年の管理費といいますかね、そういったものについては分かるんですけども、実際、収入のほうはどういうふうに見込んであるのか。ここがね1番問題だと思うんですよね。負担の割合は決まっていますけども、収入はどういうふうを考えてあるのか分かれば教えてください。

（産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める）

○産業振興課長（梶栗恭輔君）

収入のほうにつきましては、この工業用地が東ブロックと西ブロックというふうに二つの用地、ちょっと離れた道路を挟んで離れたところにあります。西ブロックのほうは、先日の全員協議会で説明させていただきましたように、企業用地が約12ヘクタール、そのうち、本町分の面積が約3ヘクタールになります。ですから、西ブロックの用地に事業所が入れば、基本、県のほうは一団の土地として売るというふうになっておりますので、12ヘクタール分の土地の固定資産税のうち、3ヘクタール分が本町の用地になりますので、まず固定資産税の土地の部分3ヘクタール分は入ってきます。これ先日、税務担当課のほうに試算をしていただきましたら、令和5年度の基準でいけば、3ヘクタール分で約197万円の土地の税収が見込めます。建物、あるいは中に使う償却資産が、まず建物がどの位置に建つかによって極端に言えば、鞍手町0で直方市さん100みたいな割合になることもございます。その部分につきましては、岡崎町長と直方市長のほうに面会に行きまして、そこは考えていきたいと思いますという話は町長のほうから、直方市長のほうにさせていただいております。以上です。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

町長ぜひ頑張ってくださいたいんですが、町長からも、具体的なものについて、何か考えがあれば教えてください。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

先ほど課長のほうから答弁がありましたように、東ブロックにつきましては、鞍手町とは全く関わりがありませんので、ここについては工事費等も直方市が負担分は全額支払うと。その代わり税収についても直方市に入るというふうなことで話がついております。西ブロックにつきましては先ほど課長が答弁しましたように、12ヘクタール分の鞍手町については3ヘクタールと、その案分ということで、土地の固定資産税には話が

ついておりますけども、県の企業立地課の話によれば、その案分について、建設される、工場等についても、その辺は考慮をしていただきながら建設をお願いするような話があります。しかしながらこれは企業がどういうふうにより用地を利用するかにもよります。なかなかどこに立とうと。この土地の面積の案分で固定資産税の配分をするというようなことも協議の中ではありましたが、結論としては出ておりませんし、税制上それが可能かどうかということも、まだ結論としては出ておりません。このことについてはまだまだ直方市との協議が必要だというふうに考えております。

#### ○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第 71 号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 71 号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 7 議案第 72 号 令和 5 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第 72 号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 72 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 8 議案第 73 号 令和 5 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 73 号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 73 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 9 議案第 74 号 令和 5 年度鞍手町下水道事業会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 74 号は、総務文教委員会に付託したいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 74 号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 10 議案第 75 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく、令和 5 年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 75 号は、総務文教委員会に付託したいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 75 号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 11 議案第 76 号 博物館別館建設事業仮称博物館別館石炭資料展示室展示工事請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

(4 番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4 番 (宇田川亮君)

この最後に、プロポーザル方式による結果公表というのがあるんですが、今回 2 社が応募したということで、最優秀者が A 社の 77 点、乃村工藝社ですね。次が 63 点ということなんですが、これ 77 点というのが高いほうなんじゃないですか。どっちかに比べたらいいんですけど、どういう理由で 100 点じゃなく、23 点の減点があったのか。その辺がどういう方式になっているのかはよく分かりませんが、このへんについてちょっと分かれば教えていただきたいと思いません。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

#### ○教育課長 (森永健一君)

お答えいたします。

これは、実績等に基づく点数、その他その日のプロポーザルのいろんな企画の提案とか、そういったものの中でそれぞれ委員が点数をつけていった中の点数になりますので、評価が満点っていうのはもうすごくいいっていう形でしかつけないので、100点にはなっていない形で、その中で、2社を比べた場合に、A社のほうが得点が高かったということで、最優秀ということで採用しております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

これだけ点差があった得票数、どんなものが挙げられるかちょっとお聞きしたいと思います。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

お答えいたします。

これは、委員さんたちがそれぞれつけていった点数になりますので、誰がどれだけ低かったのかどれが高かったっていう部分は、すいませんちょっと今の情報は持ち合わせておりません。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

委員さんがどなたかというのは言えないのかもしれませんが、大体どういう方々が、委員さんなられたのかちょっとお尋ねしたいと思うんですが。具体的な名前じゃなくて、どういうことの専門家とかいうふうなことをちょっと聞ければと思ったんですけど。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

ちょっと自分のほうで今資料のほうを準備しておりませんので、すいませんお答えのほうは後ほどさせていただければと思います。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第76号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第76号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 12 議案第 77 号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を議題とします。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 77 号は、民生産業委員会に付託したいと思いま  
す。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 77 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 13 議案第 78 号 民事調停の申立てを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 78 号は、民生産業委員会に付託したいと思いま  
す。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 78 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

(2 番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

#### ○2 番 (田中二三輝君)

休憩動議の申立てをしたいと思えます。

理由は、先ほど、議案第 71 号で質疑に対する担当課長の答弁の中で議案に上がって  
いる数値と違う数字を報告されたっていうことを音声データをもとに確認したいと思  
いますので、休憩の許可をいただきたい。

#### ○議長 (的野信之君)

ただいま、田中議員から、休憩動議が提出されました。

この動議は 2 人以上の賛成者が必要となります。

この採決は挙手によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手  
をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、休憩することに決定いたしました。これから、しばらく休憩に入ります。



—— 休憩 13時55分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時12分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。

ただいまの田中議員からの質疑に対し、音声データを確認した結果を執行部より答弁を行います。

（産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める）

○産業振興課長（梶栗恭輔君）

今、田中議員からご指摘の部分を音声データを確認いたしました。

その結果は、債務負担行為の額、4億17万4,000円というふうに発言しておりますので、ご報告いたします。以上です。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

議事進行に関する発言を許可をいただきたいと思えます。

先ほど議案質疑において担当課長の答弁の申された数字が誤りではないかと。いうことから貴重な時間を割いていただき、議事進行の妨げとなるような形になりましたけども、この件について大変申し訳なく、この場をお借りしてお詫びを申し上げます。

○議長（的野信之君）

次に進みます。

日程第14 議案第79号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

日程第14 議案第79号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第14 議案第79号は、令和5年度鞍手町一般会計補正予算第6号であります。本補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円の給付の支給に要する経費を編成しております。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、3款民生費において、国費を財源とする住民税非課税世帯に対する物価高騰緊急支援給付金給付費として、事務費を含めて、1億9,945万円の関連予算を追加しております。

一方、歳入では住民税非課税世帯に対する物価高騰緊急支援給付金給付費に係る国庫支出金を追加し、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1億9,945万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ110億9,808万円としております。

以上が、日程第14 議案第79号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

これから質疑を行います。

まず、歳出より質疑を受けします。補正予算に関する説明書の10ページをお開きください。3款民生費について、10ページから11ページまで質疑ありませんか。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

本補正予算はメディア等で行われている低所得者に7万円の支給という補正予算だと思えますけども、まず対象者に対する通知時期及び支払い期限、これについて教えてください。

（福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める）

○福祉人権課長（田鶴原竜二君）

お答えします。

通知時期につきましては、今、補正予算をシステム改修を行い、1月中旬に対象者のほうに通知を行う予定でございます。支給につきましては、2月中旬を予定しております。支給期限につきましては、通知書発行後3か月を予定しています。以上です。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

対象者というのは前回と同様と考えておいていいですか。

（福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める）

○福祉人権課長（田鶴原竜二君）

お答えします。

今回の給付金対象者につきましては、令和5年12月1日時点で、鞍手町の住民基本台帳に記載されている世帯で、世帯全員が令和5年度住民税均等割非課税の世帯でございます。ただし、世帯全員が課税者から扶養されている世帯は対象外となっております。以上です。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

予算から見ると、2,800世帯という数字が出てくるんだけど、この算出基準日って

というのはどういうふうにかえたらいいんですか。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求め)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

2,800世帯の根拠につきましては、令和5年11月2日に、重点支援交付金について、低所得者支援枠として非課税世帯に7万円の給付が閣議設定されました。令和5年12月定例会において補正予算を計上するため、今年6月に給付金の実績に基づき、2,800世帯を算定しました。以上です。

○議長 (的野信之君)

ほかに質疑はありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求め)

○4番 (宇田川亮君)

2,800世帯ということなんですが、12月1日、住民基本台帳に載っているところという事なんですけれども、それ以降に、転入された方の場合はどういうふうになりますか。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求め)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

お答えします。

今回の給付金につきましては、国の統一基準でございますので、転入された方につきましては、前住所地で給付が決定されるものになります。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求め)

○4番 (宇田川亮君)

前住所地と言われますが、鞍手町でも通知が1月中旬、そして、給付が2月中旬頃というふうにされていますけれども、例えば鞍手町からどこかに転出された方にも鞍手町からそちらに通知がいて、給付も行うということなんでしょうか。そういうのが、転出転入の関係が、そういうことで理解して、よろしいでしょうか。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求め)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

お答えします。

議員さんのおっしゃるとおりで、12月1日以降に鞍手町から転出された方につきましては、鞍手町のほうから通知がいくようにシステムを組んでいます。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求め)

○4番 (宇田川亮君)

基準日を12月1日と決めていますけれども、これは日本全国全てが12月1日を基準日としているのか。そうしないとダブったり、給付漏れが出たりとかいうのが出てくる恐

れがあるんじゃないだろうかというふうに思いますけども、その点、確認したいと思います。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

お答えします。

国の通知に基づきまして、全国統一いたしまして、令和5年12月1日が設定されております。以上です。

○議長 (的野信之君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。8ページから9ページについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第79号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第79号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りいたします。

明日14日から18日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、明日14日から18日までの5日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

— 閉会 14時23分 —

~~~~~○~~~~~

| 令和5年度鞍手町議会第6回定例会会議録（第4号） |       |       |      |       |      |  |
|--------------------------|-------|-------|------|-------|------|--|
| 令和5年12月19日               |       |       |      |       |      |  |
| 招集場所 鞍手町役場議事堂            |       |       |      |       |      |  |
| 開会開議                     |       |       | 議長   |       |      |  |
| 令和5年12月19日 午後1時00分       |       |       | 的野信之 |       |      |  |
| 閉会開議                     |       |       | 議長   |       |      |  |
| 令和5年12月19日 午後2時16分       |       |       | 的野信之 |       |      |  |
| 出席及び欠席議員                 |       |       |      |       |      |  |
| 議席番号                     | 氏名    | 出欠の別  | 議席番号 | 氏名    | 出欠の別 |  |
| 1                        | 許斐英幸  | 出     | 11   | 栗田美和  | 出    |  |
| 2                        | 田中二三輝 | 出     | 12   | 西藤典子  | 出    |  |
| 3                        | 星正彦   | 出     | 13   | 篠原哲哉  | 出    |  |
| 4                        | 宇田川亮  | 出     |      |       |      |  |
| 出席 13人                   | 5     | 野口美恵子 | 出    |       |      |  |
| 欠席 0人                    | 6     | 新谷留晴  | 出    |       |      |  |
| 欠員 0人                    | 7     | 的野信之  | 出    |       |      |  |
|                          | 8     | 石井大輔  | 出    |       |      |  |
|                          | 9     | 許斐潤一郎 | 出    |       |      |  |
|                          | 10    | 有働徳仁  | 出    |       |      |  |
| 会議録署名員                   | 8     | 石井大輔  | 9    | 許斐潤一郎 |      |  |

|                   |          |        |     |                   |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|-------------------|----------|--------|-----|-------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 職務出席              | 議会事務局 局長 | 広瀬真一   | 出   | 議会事務局 次長          | 加藤優  | 出   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
| 地方自治法 第121条 により説明 | 町長       | 岡崎邦博   | 出   | 副町長               | 浅野彩  | 出   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|                   | 教育長      | 外園哲也   | 出   | 会計課長              | 武谷朋視 | 出   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|                   | 総務課長     | 高橋奈美江  | 出   | 都市整備課長            | 西生卓矢 | 出   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|                   | 福祉人権課長   | 田鶴原竜二  | 出   | まちづくり課長           | 柴田隆臣 | 出   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
| 出席者の 職氏名          | 税務保険課長   | 石田克    | 出   | 産業振興課長兼 農業委員会事務局長 | 梶栗恭輔 | 出   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|                   | 管財課長     | 石田正樹   | 出   | 上下水道課長            | 神谷徹  | 出   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|                   | 健康こども課長  | 沼野葉子   | 出   | 教育課長              | 森永健一 | 出   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|                   | 住民環境課長   | 大村俊夫   | 出   |                   |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|                   |          | 議案番号   | 第64 | 第65               | 第66  | 第67 | 第68 | 第69 | 第70 | 第71 | 第72 | 第73 | 第74 | 第75 | 第76 | 第77 | 第78 | 第79 | 意見書 | 陳情 |
| 委員名               |          |        |     |                   |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
| 許斐英幸              |          |        | ○   | ○                 | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○  |
| 田中二三輝             |          |        | ○   | ○                 | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ●  |
| 星正彦               |          |        | ○   | ○                 | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○  |
| 宇田川亮              |          |        | ○   | ○                 | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ●  |
| 野口美恵子             |          |        | ○   | ○                 | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○  |
| 新谷留晴              |          |        | ○   | ○                 | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○  |
| 石井大輔              |          |        | ○   | ○                 | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○  |
| 許斐潤一郎             |          |        | ○   | ○                 | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○  |
| 有働徳仁              |          |        | ○   | ○                 | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   | ●   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○  |
| 栗田美和              |          |        | ○   | ○                 | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○  |
| 西藤典子              |          |        | ○   | ○                 | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ●  |
| 篠原哲哉              |          |        | ○   | ○                 | ○    | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○  |
| 議事日程              |          | 別紙のとおり |     |                   |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
| 付議事件              |          | 別紙のとおり |     |                   |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
| 会議経過              |          | 別紙のとおり |     |                   |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |

## 令和5年 第6回 鞍手町議会定例会議事日程

12月19日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案の訂正  
議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第69号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第70号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第72号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) (民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第73号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) (民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第77号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定 (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第78号 民事調停の申し立て (民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第66号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第68号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第71号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算 (第5号) (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第74号 令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算 (第2号) (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第79号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算 (第6号) (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第76号 博物館別館建設事業 (仮称) 博物館別館石炭資料展示室展示工事請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第16 意見書第1号 福岡県介護保険広域連合における介護保険料の引き下げ等を求める意見書
- 日程第17 陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択についての陳情書 (民生産業委員長報告)
- 日程第18 閉会中の継続事件

令和5年12月19日 12月定例会閉会。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

|             |              |              |
|-------------|--------------|--------------|
| 1番 許 斐 英 幸  | 2番 田 中 二 三 輝 | 3番 星 正 彦     |
| 4番 宇 田 川 亮  | 5番 野 口 美 恵 子 | 6番 新 谷 留 晴   |
| 7番 的 野 信 之  | 8番 石 井 大 輔   | 9番 許 斐 潤 一 郎 |
| 10番 有 働 徳 仁 | 11番 栗 田 美 和  | 12番 西 藤 典 子  |
| 13番 篠 原 哲 哉 |              |              |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

まず初めに、町長から議案第67号、鞍手町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について訂正の申出がありました。

ここでお諮りします。

町長からの申出を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、町長からの、議案第67号の訂正についての発言を許可することに決定いたしました。ただいま議題となっております本件について、議案訂正の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の訂正内容についてご説明させていただきます。

12月6日に提出させていただきました議案第67号は、本則において、期末手当、勤勉手当の率、給与表の改正を行い、附則において施行期日を規定しております。給与表の改正は、令和5年4月1日に遡及する規定を設けておりましたが、職員及び議員を含めた特別職の期末手当並びに職員の勤勉手当の率の改定について、令和5年12月1日に遡及する規定を設けていなかったため、議案第67号を訂正するものであります。

以上が議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の訂正理由であります。

議員の皆様には、委員会終了後に議案を訂正することになり、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。今後はこのようなことがないように、細心の注意を払ってまいります。

○議長（的野信之君）

これから質疑を行います。

議案第67号の議案訂正について、質疑はありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番（宇田川亮君）

今回訂正、今議会で2回目ですよ。しかも、この訂正については、先ほど町長言われましたように、委員会審査はもう終わった後の訂正という形になっています。そのたびに議運を開かないといけないんですよ。議運の場にも、執行部誰1人出席しなくて、こういう理由で訂正させてもらいますとか、いうそういったことも一言もなしにだいたい議会をどういうふうと考えてあるんでしょうか。毎回、議案訂正するたびに、今後このようなことはないようにしますと言いながら、何回も何回も、訂正が出てくる。特に今議会は2回目ですよ。もう少し反省の色、それから議会に対してのしっかりした謝罪等を行うべきじゃないですか。もう一度お願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

先ほど宇田川議員からご指摘がありましたように、今議会2回の訂正をさせていただくこととなりました。それにつきましては、本当に申し訳なく思っておりますし、心より反省をしております。職員についても、複数の職員が議案については、目を通

し返しておりますが、今回2回のミスをしてしまいました。本当に申し訳なく思っておりますし、今後このようなことがないようにということで言われましたが、より丁寧により厳正に議案については、職員が丁寧に再度確認をするように、させるようにいたします。そしてまた今回、議運につきましては、議会事務局また議長とのすり合わせがうまくいなくて、執行部が出席を見合せてしまったこと、これについても改めてお詫びを申し上げます。このようなことがないように、十分に議会事務局そしてまた議長、そして執行部とすり合わせ、議員の皆様にご不快な思いをさせないように十分注意を払ってまいりますので、よろしくお祈りいたします。今回は誠に申し訳ございませんでした。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

それで、議案の中身というよりも、実際、今コロナ禍から、物価高騰の問題だとか、いろいろ業務量も相当増えてきているというふうに考えていますけども、そういった中で、職員の数が本当に足りているのだろうか。そういうふうに疑問を持つわけですよ。それも含めてね、ぜひ見直していただきたい。

質問しますが、今回の訂正において、この一部附則に条文を追加するということがありますけれども、これがあるのとないとの違い、なぜ追加するのかというのを、もう少し丁寧に説明してください。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。

今回につきましては、本当に大変ご迷惑かけて申し訳ございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

今回の訂正につきましては、附則の第1条に第3項を追加するものです。附則第1条では、本則第2条の改正内容の期末手当、勤勉手当の支給割合について、令和6年4月1日から適用とするものです。附則第1条第2項においては、給料表は令和5年4月1日から適用とするものですが、今回、附則第1条第3項に追加する内容は、引上げられた期末手当及び勤勉手当の適用を令和5年12月1日とする附則の条文の追加でございます。この条文を追加しない場合に、このままでいきますと基準日を本年12月1日に遡及されないので、従来の方で既に支給していた期末勤勉手当のまま新しい率で計算し直した差額が支給されないというふうな形になります。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第67号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

—— 休憩 13時09分 ——
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 13時20分 ——

#### ○議長（的野信之君）

会議を再開します。

これより日程に入ります。

日程第2 議案第69号から日程第7 議案第78号までの6件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

(13番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める)

#### ○13番（篠原哲哉君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第69号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第70号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第72号 令和5年度鞍手町国民保険事業特別会計補正予算第2号

議案第73号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号

議案第77号 鞍手駅関連施設の指定管理の指定

議案第78号 民事調停の申立て

本委員会は12月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第69号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第70号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第72号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第73号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第77号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第78号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第69号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第70号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第77号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第78号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第69号、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 民事調停の申立てを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第8 議案第66号から日程第15 議案第76号までの8件を一括して議題とします。本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

## ○6番(新谷留晴君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第66号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例

議案第68号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例

議案第71号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算第5号

議案第74号 令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算第2号

議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除

議案第79号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算第6号

本委員会は、12月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の訂正について。

本委員会は、12月13日及び本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第76号、博物館別館建設事業（仮称）博物館別館石炭資料展示室展示工事請負契約の締結。

本委員会は12月13日付託された。上記の議案を審査の結果、原案を同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第66号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第68号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第71号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第74号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第75号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第79号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第67号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第66号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第68号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第79号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第67号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)



討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第66号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号鞍手町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算第6号を採決します。本案

に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 博物館別館建設事業。。。。

ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 1 3 時 4 1 分 ——  
~~~~~〇~~~~~  
—— 再開 1 4 時 0 7 分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。

議事日程に訂正がありましたので、修正したものをお手元のタブレット端末機に送信していますのでご確認ください。大変不手際がありご迷惑をおかけいたしました。

次に、議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

(議案第76号の質疑及び討論を行っていなかったため)

次に、議案第76号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第76号 博物館別館建設事業（仮称）博物館別館石炭資料展示室展示工事請負契約の締結を採決します。本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって議案第76号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第16 意見書第1号を議題とします。

提出者を代表して、6番議員 新谷 留晴議員に趣旨説明をお願いします。

（6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める）

○6番（新谷留晴君）

意見書第1号を提案します。

意見書第1号 福岡県介護保険広域連合における介護保険料の引下げ等を求める意見書。

別紙、意見書案を提出する。

令和5年12月19日提出。

提出者 鞍手町議会議員 新谷留晴、同じく篠原哲哉。

提案理由 地方自治法第99条並びに鞍手町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長（的野信之君）

お諮りします。

意見書第1号は、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書第1号は質疑、討論を省略します。

これから、採決を行います。

意見書第1号 福岡県介護保険広域連合における介護保険料の引下げ等を求める意見書を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17 陳情第6号を議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

(13番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める)

○13番(篠原哲哉君)

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択についての陳情書

本委員会は12月6日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長(的野信之君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択についての陳情書を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって陳情第6号は採択されました。

次に進みます。

日程第18 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から、目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元のタブレット端末機に送信しているとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和5年第6回定例会を閉会します。

~~~~~○~~~~~

— 閉会 14時16分 —

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長           的野信之          

議員           石井大輔          

議員           許斐潤一郎

令和5年12月19日

鞍手町議会

議長 的野 信之

### 閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

| 委員会名                     | 調査事項                                                                     |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 総務文教委員会                  | 財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査                          |
| 民生産業委員会                  | 厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査                      |
| 議会運営委員会                  | 本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項 |
| 鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会 | 新庁舎等の建設及び関連事項に関する審査                                                      |
| 議会広報編集調査特別委員会            | 議会広報編集及び調査                                                               |